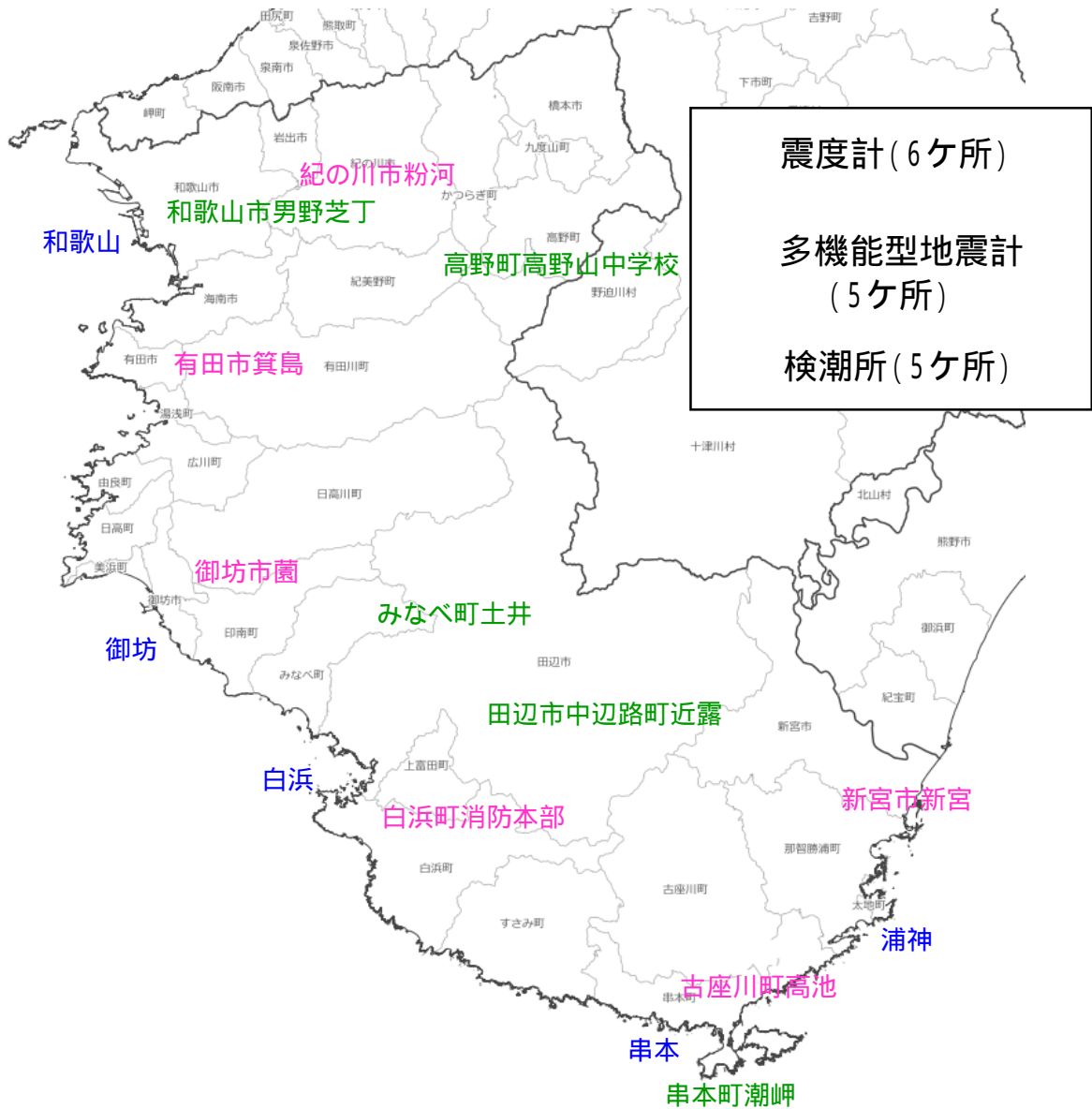


和歌山地方気象台所管の震度計、多機能型地震計、検潮所配置図



図の作成には国土地理院ウェブサイト
(<https://maps.gsi.go.jp/>) を利用

令和6年4月1日現在

水位状況を公表する観測所(国管理 <https://www.river.go.jp/>)(県管理 <http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp/>)

番号	所管振興局 建設部等	観測所名	河川名	所在地		設置場所	水位		堤防高		管理者	観測者	電話番号	備考
				市町村	大字		水田田圃等水位	汎濫注意 水位	左岸	右岸				
1	国土交通省	三谷	紀の川	かつらぎ町	三谷	三谷橋左岸下流 20m	2.00	3.50	8.26	8.43	国土交通省	和歌山河川国道事務所	073-402-0265	(テ)超音波式、水晶式
2	国土交通省	五條	紀の川	五條市	新町	大川橋右岸	5.00	7.50	13.15	13.47	国土交通省	和歌山河川国道事務所	073-402-0265	(テ)水晶式、水晶式
3	国土交通省	船戸	紀の川	岩出市	宮	岩出橋右岸下流 150m	4.00	5.00	14.25	13.78	国土交通省	和歌山河川国道事務所	073-402-0265	(テ)水晶式、リードスイッチ式
4	国土交通省	貴志	貴志川	紀の川市	貴志川町北	貴志橋右岸下流 100m	2.50	4.50	9.33	9.40	国土交通省	和歌山河川国道事務所	073-402-0265	(テ)水晶式、水晶式
5	国土交通省	成川	熊野川	三重県紀宝町	成川	熊野大橋左岸上流	2.90	4.50	11.95	11.84	国土交通省	紀南河川国道事務所	0739-22-4813	(テ)水晶式、リードスイッチ式
6	国土交通省	下田	市田川	新宮市	下田	丸山橋左岸下流	2.20	3.20	5.40	4.84	国土交通省	紀南河川国道事務所	0739-22-4813	(テ)水晶式、リードスイッチ式
7	伊都	古東橋	橋本川	橋本市	古佐田	古東橋左岸上流 20m	2.50	3.30	6.80	6.20	和歌山県	伊都振興局建設部	0736-34-1700	(テ)半導体式
8	海草	広見橋	和田川	和歌山市	相坂	広見橋右岸下流 100m	1.80	2.00	4.60	4.20	和歌山県	海草振興局建設部	073-488-7876	(テ)半導体式
9	海草	大師橋	亀の川	海南市	且来	大師橋左岸下流 直近	1.20	1.50	3.50	3.20	和歌山県	海南工事事務所	073-483-4824	(テ)半導体式
10	海草	羽鳥橋	亀の川	和歌山市	内原	右岸羽鳥橋下流 30m	1.60	2.00	3.30	3.30	和歌山県	海草振興局建設部	073-488-7876	(テ)半導体式
11	海草	海南橋	日方川	海南市	大野中	海南橋右岸上流 直近	1.70	2.00	3.80	3.80	和歌山県	海南工事事務所	073-483-4824	(テ)半導体式
12	海草	下	加茂川	海南市	下津町下	加茂郷橋橋脚	1.50	2.00	5.10	4.50	和歌山県	海南工事事務所	073-483-4824	(テ)半導体式
13	海草	野上新橋	貴志川	海南市	野上中	野上新橋橋脚	2.00	4.00	5.60	5.60	和歌山県	海南工事事務所	073-483-4824	(テ)半導体式
14	海草	小川橋	貴志川	紀美野町	福井	小川橋左岸下流 直近	3.50	4.00	9.30	9.30	和歌山県	海南工事事務所	073-483-4824	(テ)半導体式
15	海草	永宝橋	貴志川	紀美野町	毛原宮	永宝橋橋脚	2.00	3.00	6.50	8.90	和歌山県	海南工事事務所	073-483-4824	(テ)半導体式
16	有田	新広橋	広川	広川町	名島	新広橋橋脚	1.70	2.00	5.00	7.80	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	(テ)半導体式
17	有田	三之橋	山田川	湯浅町	青木	三之橋左岸橋台	1.60	2.10	3.80	3.40	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	(テ)半導体式
18	有田	粟生	有田川	有田川町	粟生	榎瀬橋右岸上流 10m	3.00	4.50	10.60	15.40	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	(テ)半導体式
19	有田	金屋	有田川	有田川町	金屋	金屋橋右岸下流 20m	2.60	4.10	8.60	7.90	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	(テ)半導体式
20	日高	川原河	日高川	日高川町	皆瀬	川上橋右岸上流 100m	2.50	3.50	11.80	11.90	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	(テ)半導体式
21	日高	高津尾	日高川	日高川町	高津尾	新田橋橋脚	3.50	4.50	12.40	11.30	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	(テ)半導体式
22	日高	川辺	日高川	日高川町	早藤	松瀬橋右岸	3.80	5.00	10.20	9.50	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	(テ)半導体式
23	日高	山口	印南川	印南町	山口	柏橋右岸下流 50m	1.50	2.00	4.40	4.40	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	(テ)半導体式
24	日高	古井	切目川	印南町	古井	深山橋橋脚	2.00	2.50	4.80	4.90	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	(テ)半導体式
25	日高	古屋	切目川	印南町	古屋	共栄橋右岸	3.60	3.90	6.30	6.40	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	(テ)半導体式
26	日高	谷口	南部川	みなべ町	谷口	須賀橋橋脚	2.00	2.20	6.90	7.00	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	(テ)半導体式
27	西牟婁	中三橋	左会津川	田辺市	中三橋	中央橋左岸下流 50m	2.20	2.70	6.20	5.90	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	(テ)半導体式
28	西牟婁	高山寺	左会津川	田辺市	稲成町	高雄大橋右岸上流 60m	3.50	4.00	8.30	7.50	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	(テ)半導体式
29	西牟婁	市ノ瀬	富田川	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬橋右岸上流 500m	3.00	3.50	7.40	8.40	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	(テ)半導体式
30	西牟婁	田津原	富田川	白浜町	内ノ川	白鷺橋左岸上流 300m	3.50	4.00	7.60	7.80	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	(テ)半導体式
31	西牟婁	安居	日置川	白浜町	安居	安居橋右岸下流 20m	4.50	5.50	11.00	12.40	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	(テ)半導体式
32	西牟婁	本宮	熊野川	田辺市	本宮町大居	下向橋右岸下流 300m	4.60	5.00	9.00	29.90	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	(テ)水晶式
33	串本	望見橋	周参見川	ささみ町	周参見	望見橋右岸下流 5m	2.20	2.50	6.50	6.50	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部	0735-62-0755	(テ)半導体式
34	串本	相瀬	古座川	古座川町	相瀬	相瀬橋左岸上流 300m	2.50	3.50	7.40	-	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部	0735-62-0755	(テ)半導体式
35	串本	月野瀬	古座川	古座川町	月野瀬	高瀬橋左岸下流 1000m	3.50	4.00	10.70	-	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部	0735-62-0755	(テ)半導体式
36	新宮	日足	熊野川	新宮市	熊野川町日足	三和大橋右岸	4.50	5.50	11.20	14.90	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	(テ)水晶式
37	新宮	南大居	太田川	那智勝浦町	南大居	太田出張所前左岸	3.00	3.50	5.70	4.60	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	(テ)半導体式

水位状況を公表する観測所(国管理 <https://www.river.go.jp/>)(県管理 <http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp/>)

番号	所管振興局 建設部等	観測所名	河川名	所在地		設置場所	水 位		堤 防 高		管理者	観測者	電話番号	備 考
				市町村	大字		<small>水没時標準水位</small>	<small>氾濫注意 水位</small>	左岸	右岸				
38	新宮	川関	那智川	那智勝浦町	川関	川関橋上流左岸	1.40	1.70	4.70	4.60	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	(予)半導体式
39	新宮	市野々	那智川	那智勝浦町	市野々	市野々橋左岸下流 7.0m	0.60	1.00	2.90	3.70	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	(予)半導体式
合計 39 箇所														

市町村名	面積 (km ²)	人口	世帯数	消防本部			消防団			消防費(R4年度)	
				消防署	出張所	職員	消防団数	分団数	団員数	消防費決算額(千円)	消防費に係る基準財政需要額(千円)
県計	5,298.93	947,213	454,570	27	21	1,508	30	306	11,160	20,014,619	14,445,563
小計(本部設置市)	1,888.85	616,544	299,802	11	17	868	7	121	4,486	10,421,662	7,929,643
和歌山市	208.85	359,652	176,507	3	8	400	1	42	1,526	4,307,292	3,741,376
海南市	101.06	47,910	22,049	2	1	88	1	15	695	976,419	814,902
橋本市	110.49	47,966	21,543	2	0	74	1	10	563	1,114,256	851,874
有田市	36.83	26,214	11,721	1	0	48	1	7	243	789,069	518,823
御坊市	43.91	22,049	10,851	1	0	45	1	6	216	555,672	426,650
田辺市	1084.28	85,425	42,399	1	6	156	1	30	951	2,031,238	1,116,064
新宮市	303.43	27,328	14,732	1	2	57	1	11	292	647,716	459,954
小計(本部設置町)	1,605.85	92,318	46,588	10	1	309	6	82	2,418	3,517,314	1,904,528
紀美野町	128.34	8,098	4,134	1	0	37	1	16	460	600,669	237,556
高野町	137.03	2,732	1,554	1	0	24	1	3	194	211,363	126,270
有田川町	351.84	25,641	10,684	2	0	68	1	28	892	711,901	523,423
白浜町	375.43	24,122	13,130	3	0	78	1	16	318	938,613	382,605
那智勝浦町	183.31	14,036	7,513	1	0	40	1	8	217	424,311	300,599
串本町	429.90	17,689	9,573	2	1	62	1	11	337	630,457	334,075
小計(消防組合)	1,224.17	213,242	95,515	6	3	331	12	83	3,707	5,187,367	3,925,380
那賀(組)	266.72	114,196	51,133	3	0	127					
(紀の川市)	228.21	59,981	26,846				1	24	1,328	1,186,438	1,033,517
(岩出市)	38.51	54,215	24,287				1	4	321	918,518	693,232
伊都(組)	215.90	32,084	14,840	1	0	61					
(かつらぎ町)	151.69	15,915	7,171				1	8	424	418,353	319,689
(橋本市(旧高野口町))	20.06	12,329	5,938				0	0	0		
(九度山町)	44.15	3,840	1,731				1	4	203	222,586	141,680
湯浅広川(組)	86.15	17,833	8,168	1	0	48					
(湯浅町)	20.80	11,172	5,326				1	10	203	340,931	248,136
(広川町)	65.35	6,661	2,842				1	3	147	257,774	182,862
日高広域(組)	655.40	49,129	21,374	1	3	95					
(美浜町)	12.77	6,625	3,062				1	3	99	417,196	173,972
(日高町)	46.21	7,959	3,281				1	3	88	168,730	191,130
(由良町)	30.93	5,282	2,652				1	3	148	161,315	158,229
(印南町)	113.62	7,915	3,371				1	5	207	213,642	210,140
(みなべ町)	120.28	11,988	4,780				1	8	296	579,984	296,827
(日高川町)	331.59	9,360	4,228				1	8	243	301,900	275,966
小計(委託)	574.25	22,218	11,107	0	0	0	4	14	422	847,829	591,907
上富田町	57.37	15,709	7,441				1	5	134	234,752	289,099
すさみ町	174.45	3,659	2,031				1	2	113	368,977	154,250
古座川町	294.23	2,446	1,381				1	4	101	194,142	127,547
北山村	48.20	404	254				1	3	74	49,958	21,011
小計(未設置)	5.81	2,891	1,558	0	0	0	1	6	127	40,447	94,105
太地町	5.81	2,891	1,558				1	6	127	40,447	94,105

種 別 市町村名	計 A+B+C	消火栓 A	防 火 水 槽 B				井 戸 C	その他
			100 m以上	60 m以上 100 m未満	40 m以上 60 m未満	20 m以上 40 m未満		
県 計	30,573	23,705	76	159	4,514	1,977	142	2,866
小 本 部 設 置 計 市	14,103	10,170	45	84	2,092	1,597	115	1,119
和 歌 山 市	5,506	3,075	24	33	948	1,373	53	204
海 南 市	1,282	1,010	8	2	204	58	0	5
橋 本 市	2,017	1,606	7	17	328	59	0	190
有 田 市	677	601	0	3	54	19	0	13
御 坊 市	850	665	1	15	114	4	51	126
田 辺 市	2,962	2,477	1	2	392	80	10	524
新 宮 市	809	736	4	12	52	4	1	57
小 本 部 設 置 計 町	5,268	4,203	6	19	976	64	0	580
紀 美 野 町	603	489	0	4	104	6	0	431
高 野 町	111	52	2	3	53	1	0	0
有 田 川 町	1,983	1,529	2	2	440	10	0	92
白 浜 町	1,228	983	0	4	219	22	0	31
那 智 勝 浦 町	428	366	2	2	54	4	0	8
串 本 町	915	784	0	4	106	21	0	18
小 消 防 組 計 合	10,072	8,336	24	54	1,337	294	27	1,092
那 賀 (組)								
紀 の 川 市	3,193	2,453	15	28	518	179	0	807
岩 出 市	3,202	2,932	3	10	241	16	0	199
伊 都 (組)								
か つ ら ぎ 町	715	529	0	0	138	48	0	24
九 度 山 町	280	235	1	3	33	8	0	18
湯 浅 広 川 (組)								
湯 浅 町	372	321	3	7	39	2	0	8
広 川 町	278	246	0	0	21	11	0	14
日 高 広 域 (組)								
美 浜 町	382	351	0	0	29	2	0	4
日 高 町	127	93	0	0	33	1	0	10
由 良 町	347	335	0	0	12	0	0	2
印 南 町	376	274	2	5	93	2	0	4
み な べ 町	526	431	0	0	68	0	27	2
日 高 川 町	274	136	0	1	112	25	0	0
小 事 務 委 託 町 村 計	917	790	1	2	107	17	0	74
上 富 田 町	662	614	1	1	39	7	0	12
す さ み 町	148	105	0	1	37	5	0	0
古 座 川 町	66	35	0	0	31	0	0	61
北 山 村	41	36	0	0	0	5	0	1
小 本 部 未 設 置 計	213	206	0	0	2	5	0	1
太 地 町	213	206	0	0	2	5	0	1

30-00-01

水防施設整備計画

30-00-01 水防施設の現況 水防管理団体(県分以外)主要備蓄資材

県河川課

海草振興局建設部管内															
番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類(枚)	むしろ(枚)	なわ(巻)	杭(本)	鉄線(kg)	掛矢(丁)	スコップ(丁)	もっこ(組)	照明器(台)	水防マット	備考
海 - 1	和歌山市	和田川・和歌川	宮前水防倉庫	和歌山市小雑賀2丁目2-8	1,292		5	200		4	32				
海 - 2	和歌山市	打手川・新堀川・土入川	河西水防倉庫	和歌山市松江北5丁目4-1	1,608		45	220	30	6	15				
海 - 3	和歌山市	打手川・土入川・七箇川	楠見水防倉庫	和歌山市市小路269	3,300		50	40	25	6	15				
海 - 4	和歌山市	亀の川・中津川・和歌川	和歌浦水防倉庫	和歌山市和歌浦中3-683	762		2	130	10	6	20				
海 - 5	和歌山市	紀の川・千手川	有功水防倉庫	和歌山市六十谷地先(紀の川右岸6.9km裏法面)	3,350		50	126		5	20				
海 - 6	和歌山市	紀の川・千手川	直川水防倉庫	和歌山市高川地先(千手川左岸0.0km+15裏法面)	3,400		20	40		10	20				
海 - 7	和歌山市	紀の川・住吉川	川永水防倉庫	和歌山市川辺地先(紀の川右岸12.6km裏法面)	3,000		15	280		6	20				
海 - 8	和歌山市	紀の川・高川	紀伊水防倉庫	和歌山市田屋地先(紀の川右岸8.1km天端)	3,200		20	131		10	20				
海 - 9	和歌山市	紀の川・高川・七瀬川	河北水防倉庫	和歌山市弘西1101-2	1,608		12	110	130	9	15				
海 - 10	和歌山市	紀の川・宮井川	千旦水防倉庫	和歌山市彌宜1325-1	4,200		20	222	99	9	38				
海 - 11	和歌山市	紀の川・宮井川	小倉水防倉庫	和歌山市小倉6-2	2,000		20	210	50	12	42				
海 - 12	和歌山市	全域	局、署、所備蓄分		11,132		104		50	52	139				
和歌山市 合計					38,852		363	1,709	394	135	396				
海 - 13	海南市	大坪川・山田川・日方川	第1水防倉庫	海南市日方1289-148	8,900			600	675	28	56				
海 - 14	海南市	亀の川	第2水防倉庫	海南市且来272	1,600			200	645	10	30				
海 - 15	海南市	貴志川・野田原川	第3水防倉庫	海南市野上中166-1	3,000			250	745	12	47				
海 - 16	海南市	加茂川・小島川・小原川・宮ノ内川	下津水防倉庫	海南市下津町下津518-6	5,200			200		30	55				
海 - 17	海南市	加茂川・大崎海岸・戸坂方浜	方水防倉庫	海南市下津町方385-7	2,000			20		5	11				
海 - 18	海南市	加茂川	橋本水防倉庫	海南市下津町橋本968	1,700			10		5	9				
海 - 19	海南市	塩津戸坂海岸	塩津水防倉庫	海南市下津町塩津123-1	2,600			10		4	10				
海 - 20	海南市	加茂川	曾根田水防倉庫	海南市下津町曾根田993-5	1,200			10		2	11				
海南市 合計					26,200			1,300	2,065	96	229				
海 - 21	紀美野町	貴志川(支川を含む)	紀美野町消防本部	紀美野町下佐々803-1	2,031		66	155		4	24		5		
海 - 22	紀美野町	貴志川	第1分団消防格納庫	紀美野町神野市場	62		11	300	10	4	29		21	2	
海 - 23	紀美野町	貴志川	第2分団消防格納庫	紀美野町大角	280		8			2	18		8		
海 - 24	紀美野町	貴志川	第3分団消防格納庫	紀美野町田	85		4			1	15		6	1	
海 - 25	紀美野町	貴志川	第4分団消防格納庫	紀美野町毛原宮	300		4			3	10		3		
海 - 26	紀美野町	真国川	第5分団消防格納庫	紀美野町真国宮	600		3				10		5		
海 - 27	紀美野町	真国川	第6分団消防格納庫	紀美野町円明寺	300		2				6		4		
海 - 28	紀美野町	貴志川	第3分団消防格納庫	紀美野町小畑	15		3			1	7		2		

有田振興局建設部管内

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類(枚)	むしろ(枚)	なわ(巻)	杭(本)	鉄線(kg)	掛矢(丁)	スコップ(丁)	もっこ(組)	照明器(台)	水防マット	備考
有 - 4	有田市	有田川	初島水防倉庫	有田市初島町里											
有 - 1	有田市	有田川	箕島・港水防倉庫	有田市箕島	700			50		7	41				
有 - 3	有田市	有田川	宮崎水防倉庫	有田市宮崎町	600			280		4	6			4	
有 - 3	有田市	有田川	保田水防倉庫	有田市辻堂	600					3	4			5	
有 - 4	有田市	有田川	糸我水防倉庫	有田市糸我町中番	1,200			500		5	10			10	
有 - 5	有田市	有田川	下中島水防倉庫	有田市下中島	600			50		1	8				
有 - 6	有田市	有田川	宮原水防倉庫	有田市宮原町新町	1,000			100			10			10	
有 - 7	有田市	有田川	港訓練場	有田市港町	900			115		2	5			4	
有田市 合計					5,600			1,095		22	84			33	
有 - 8	有田川町	有田川	有田川町吉備第1水防倉庫	有田川町尾中31	100			70		5					
有 - 9	有田川町	有田川	有田川町吉備第2水防倉庫	有田川町長田505-1	100			250							
有 - 10	有田川町	有田川	防災ステーション	有田川町上中島875-1	500			36		9	9		2		
有 - 11	有田川町	有田川	有田川町吉備防災倉庫	有田川町下津野2018-4	1,400										
有 - 12	有田川町	有田川	有田川町金屋防災倉庫	有田川町中井原145-1	1,100		1	20	80	2	6		1		
有 - 13	有田川町	全域	各地区消防団詰所		5,000		19	300		43	71		32		
有田川町 合計					8,200		20	676	80	59	86		35		
有 - 14	湯浅町	山田川	湯浅水防倉庫	湯浅町湯浅3028番地先	200		20	100	3	3	10				
有 - 15	湯浅町	三昧川	栖原水防倉庫	湯浅町栖原824番地の2	50						10				
有 - 16	湯浅町	出合川	田水防倉庫	湯浅町田57番地先	150									3	
湯浅町 合計					400		20	100	3	3	20			3	
有 - 17	広川町	広川・広海岸	広水防倉庫	広川町広1471	100		1				7		3		
有 - 18	広川町	江上川	上中野水防倉庫	広川町上中野1156-4	300		7	25			3		1		
有 - 19	広川町	唐尾海岸	唐尾水防倉庫	広川町唐尾1024-1	50						5		1		
有 - 20	広川町	西広海岸	西広水防倉庫	広川町西広321-10	200	50		30			5		2		
有 - 21	広川町	広川	殿水防倉庫	広川町殿269-4	100	10	5	10		1	2		2		
有 - 22	広川町	広川	前田水防倉庫	広川町前田540-1		50	1			1	3		2		
有 - 23	広川町	広川	落合水防倉庫	広川町上津木76			3		1		2		3		
有 - 24	広川町	広川	岩淵水防倉庫	広川町下津木1983-3									1		
広川町 合計					750	110	17	65	1	2	27		15		
有田振興局建設部管内 合計					14,950	110	57	1,936	84	86	217		53	33	

日高振興局建設部管内

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類(枚)	むしろ(枚)	なわ(巻)	杭(本)	鉄線(kg)	掛矢(丁)	スコップ(丁)	もっこ(組)	照明器(台)	水防マット	備考
日 - 1	御坊市	日高川	野口水防倉庫	御坊市野口1516-1	350		54	100	50	9	18			289	
日 - 2	御坊市	王子川	塩屋水防倉庫	御坊市塩屋37-1		380	11	145		2	23			206	
日 - 3	御坊市	日高川	御坊市防災センター	御坊市野口29	300		5	30						1	

30-00-01

日	-	4	御坊市	日高川	野口ミニ救急ポンプ倉庫	御坊市野口306-1				16		10	10		2	
御坊市 合計							650	380	70	291	50	21	51		2	496
日	-	5	美浜町	西川・東裏川	美浜町水防倉庫	美浜町和田1138-278	350	100	3		1	5	30		22	30
美浜町 合計							350	100	3		1	5	30		22	30
日	-	6	日高町	西川・志賀川	日高町水防倉庫	日高町高家626-1	530					10	32		5	84
日高町 合計							530					10	32		5	84
日	-	7	由良町	由良川・前田川	由良町水防倉庫	由良町里1220-1	1,000	3	7	80	1	9	24		3	
由良町 合計							1,000	3	7	80	1	9	24		3	

日	-	8	日高川町	日高川	川辺水防倉庫	日高川町土生160	1,700		5	120		20	30			200	
日	-	9	日高川町	日高川	高津尾消防水防倉庫	日高川町高津尾5-4			12							2	
日	-	10	日高川町	日高川	第6分団消防倉庫	日高川町川原河	20			10		1	2				
日	-	11	日高川町	日高川	第7分団消防倉庫	日高川町初湯川	20			10		1	2				
日	-	12	日高川町	朔日川	第8分団消防倉庫	日高川町寒川	20			10		1	2				
日高川町 合計							1,760		17	150		23	36			2	200
日	-	13	みなべ町	南部川・古川	共和水防倉庫	みなべ町谷口637-2	1,200			300		7	13				
日	-	14	みなべ町	南部川・古川	みなべ町備蓄倉庫	みなべ町埴田930-2	2,400			750		42	144			6	
日	-	15	みなべ町	東、西岩代川	西岩代備蓄倉庫	みなべ町西岩代1647-2	1,250			200						2	
みなべ町 合計							4,850			1,250		49	157			8	
日	-	16	印南町	印南川	印南消防器具庫	印南町印南2252-1	350		2	100		5	9				
日	-	17	印南町	切目川	島田消防器具庫	印南町島田1101-7	500		2	140		2	5				
日	-	18	印南町	印南川	稲原消防器具庫	印南町印南原4838-1	400		1				5			1	
日	-	19	印南町	切目川	皆瀬川消防器具庫	印南町崎ノ原355-3			1				5			2	
日	-	20	印南町	切目川	古井消防器具庫	印南町古井539-1	260		1			1	4			1	
印南町 合計							1,510		7	240		8	28			4	
日高振興局建設部管内 合計							10,650	483	104	2,011	52	125	358			46	810
西牟婁振興局建設部管内																	
番号			市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類(枚)	むしろ(枚)	なわ(巻)	杭(本)	鉄線(kg)	掛矢(丁)	スコップ(丁)	もっこ(組)	照明器(台)	水防マット	備考
西	-	1	田辺市	日高川	龍神分署	田辺市龍神村西376	824		2			3	7				
西	-	2	田辺市	日高川小又川	龍神分団湯ノ又倉庫	田辺市龍神村湯ノ又451-1				8		5	10			2	
西	-	3	田辺市	日高川	上山路分団宮代車庫	田辺市龍神村宮代132-3	250			9		5	15			3	
西	-	4	田辺市	丹生ノ川	上山路分団殿原車庫	田辺市龍神村殿原652	81			10		4	11			2	
西	-	5	田辺市	日高川	中山路分団柳瀬車庫	田辺市龍神村柳瀬968-1	77		1	10		5	18			2	
西	-	6	田辺市	日高川	下山路分団福井車庫	田辺市龍神村福井519	100		1	10		4	9			1	
西	-	7	田辺市	日高川	下山路分団甲斐ノ川車庫	田辺市龍神村甲斐ノ川995-3	100					5	13			2	
西	-	8	田辺市	全域	田辺消防署	田辺市新庄町46-119	11,200			300		6	39				
西	-	9	田辺市	全域	麩ヶ浜分署	田辺市新屋敷町1	700					3	7				
西	-	10	田辺市	全域	市役所スロープ下倉庫	田辺市新屋敷町1	550			400	9	29	3				
西	-	11	田辺市	芳養川	上芳養分団第2車庫	田辺市上芳養2955-1			9	200	1	5	9				
西	-	12	田辺市	芳養川	上芳養分団第1車庫	田辺市上芳養976-1	250						15				
西	-	13	田辺市	芳養川	中芳養分団中芳養器具庫	田辺市中芳養1897-1	50		16	85	1	4	16				
西	-	14	田辺市	稲成川	谷上会館倉庫	田辺市稲成町1806	400		5	50		5	10				
西	-	15	田辺市	稲成川	稲成分団車庫	田辺市稲成町2779-12						1	10				
西	-	16	田辺市	稲成川	下村会館倉庫	田辺市稲成町124-2	600				1	3	7				

西	-	17	田辺市	右会津川	秋津川谷川器具庫	田辺市秋津川3864	600			100	1	3	2				
西	-	18	田辺市	右会津川	秋津川竹藪多目的センター	田辺市秋津川2090-4						10	3				
西	-	19	田辺市	右会津川	上秋津千鉢器具庫	田辺市上秋津1056	300		5	18		3	3				
西	-	20	田辺市	右会津川	上秋津分団久保田器具庫	田辺市上秋津3050	400		3		5	2	13				
西	-	21	田辺市	右会津川	上秋津分団車庫	田辺市上秋津2049-1			4			1	12				
西	-	22	田辺市	右会津川	上秋津分団岩内器具庫	田辺市上秋津626	900		17	160	1	3	5				
西	-	23	田辺市	右会津川	上秋津分団奥畑器具庫	田辺市上秋津3481-1			1			1	6				
西	-	24	田辺市	右会津川	秋津分団車庫	田辺市秋津294-1	100					4	5				
西	-	25	田辺市	右会津川	秋津水防倉庫	田辺市秋津115-3						9					
西	-	26	田辺市	左会津川	長野分団第1車庫	田辺市長野991-5	200			50		6	11				
西	-	27	田辺市	左会津川	三栖分団上三栖器具庫	田辺市上三栖46-1	1,500		5	205	1	5	3				
西	-	28	田辺市	左会津川	三栖分団車庫	田辺市中三栖799-1						5	8				
西	-	29	田辺市	左会津川	三栖分団中の宮器具庫	田辺市下三栖1174-2	300		15	110	4	4	14				
西	-	30	田辺市	左会津川	万呂分団車庫	田辺市中万呂706番地の25	400					3	13				
西	-	31	田辺市	文里港湾	新庄分団車庫	田辺市新庄町350-2	700		1			5	23				
西	-	32	田辺市	富田川	栗栖川分団栗栖川車庫	田辺市中辺路町栗栖川434-3	2,800			18		10	17				3
西	-	33	田辺市	富田川	栗栖川分団大内川器具庫	田辺市中辺路町大内川522						3					1
西	-	34	田辺市	富田川	栗栖川分団内井川器具庫	田辺市中辺路町内井川486	200					1	1				
西	-	35	田辺市	富田川	二川分団二川車庫	田辺市中辺路町川合1446-3	700					8	9				
西	-	36	田辺市	白置川	近野分団車庫	田辺市中辺路町近露1181-1	450				3	7	6				
西	-	37	田辺市	富田川	大塔水防倉庫	田辺市鮎川2590-3	3,200		6	150	650	29	48				
西	-	38	田辺市	熊野川・三越川	旧三里分団萩車庫	田辺市本宮町伏拝1452-9				60							
西	-	39	田辺市	熊野川	本宮分署	田辺市本宮町本宮123	3,100			325		1	15				
西	-	40	田辺市	四村川	四村川分団渡瀬車庫	田辺市本宮町渡瀬861-2	600					5	18				
西	-	41	田辺市	熊野川・大塔川	請川分団請川車庫	田辺市本宮町請川480-5	200					5	14				
西	-	42	田辺市	熊野川・音無川	本宮分団車庫	田辺市本宮町本宮472-7				20		2	23				
西	-	43	田辺市	熊野川	請川分団田代車庫	田辺市本宮町田代283-3	400						5				
西	-	44	田辺市	富田川	大塔分署	田辺市鮎川851-1	2,200		5	181		4	7				
西	-	45	田辺市	富田川	中辺路分署	田辺市中辺路町川合1429-1	1,600		2	25		1	1				
西	-	46	田辺市	富田川	鮎川分団車庫	田辺市鮎川1493-2							5				3
西	-	47	田辺市	合川貯水池	三川分団車庫	田辺市合川680-12	250					1	9				
西	-	48	田辺市	白置川	富里分団車庫	田辺市下川下930	600						4				
西	-	49	田辺市	熊野川・三越川	三里分団大居車庫	田辺市本宮町大居2055-3	100					5	15				
田辺市 合計							36,982		98	2,504	677	233	517				19
西	-	50	白浜町	町内全域	本部倉庫	白浜町2927番地の259	12,000		8	100	350	29	29				3

西	-	51	白浜町	海岸	白浜支団第1分団車庫	白浜町629-4						3	5			1	
西	-	52	白浜町	海岸	白浜支団第2分団車庫	白浜町851	200					3	6			1	
西	-	53	白浜町	海岸	白浜支団第3分団車庫	白浜町1152-6						3	5			1	
西	-	54	白浜町	海岸	白浜支団第4分団車庫	白浜町2459-129						2	6			1	
西	-	55	白浜町	富田川	白浜支団第5分団車庫	白浜町中256			700			4	10			1	
西	-	56	白浜町	富田川	白浜支団第6分団車庫	白浜町栄731-4	400					4	12			1	
西	-	57	白浜町	安久川	白浜支団第7分団車庫	白浜町才野1640-137						3	5			1	
西	-	58	白浜町	安久川他	白浜支団第8分団車庫	白浜町堅田2712-22	400					3	7			1	
西	-	59	白浜町	富田川・瀬田川・庄川	白浜支団第9・10分団車庫	白浜町内ノ川605-2	200					6	10			2	
西	-	60	白浜町	富田川・高瀬川	白浜支団第11分団車庫	白浜町富田832-2	1,800		250	600		3	45			1	
西	-	61	白浜町	富田川	白浜支団第12分団車庫	白浜町十九瀬50-1						3	5			1	
西	-	62	白浜町	朝来帰川・見草川	白浜支団第13分団車庫	白浜町樺159-16	500		150			4	7			1	
西	-	63	白浜町	日置川	日置川支団第14分団車庫	白浜町日置605	2,100					1	17			3	
西	-	64	白浜町	日置川	日置川支団第15分団水防	白浜町安居290	1,000		5	200		20	16				
西	-	65	白浜町	日置川	日置川支団第16分団車庫	白浜町市鹿野888-1	600					5	14			1	
西	-	66	白浜町	日置川地域	日置川消防署倉庫	白浜町日置2039-123	2,200		2	50		5	12			1	
白浜町 合計							21,400		15	1,450	950	101	211			21	
西	-	67	上富田町	全域	上富田分署	上富田町生馬725-1	1,600					3	12				
西	-	68	上富田町	富田川惣田川馬川	消防第1分団	上富田町生馬737-1	200			20		4	27				
西	-	69	上富田町	富田川生馬川	消防第2分団	上富田町生馬1710	300		1	60		4	24			2	
西	-	70	上富田町	富田川田熊川	消防第3分団	上富田町岩田1765	500			20		5	31				
西	-	71	上富田町	富田川清水谷川	消防第4分団	上富田町市ノ瀬619	100			210	60	3	27			2	
西	-	72	上富田町	富田川	消防第4分団	上富田町下鮎川438-13	250					2	5			1	
上富田町 合計							2,950		1	210	160	21	126			5	
西牟婁振興局建設部管内 合計							61,332		114	4,164	1,787	355	854			45	
東牟婁振興局本建設部管内																	
番号			市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類(枚)	むしろ(枚)	なわ(巻)	杭(本)	鉄線(kg)	掛矢(丁)	スコップ(丁)	もっこ(組)	照明器(台)	水防マット	備考
串	-	1	すさみ町	周参見川ほか	すさみ町水防倉庫	すさみ町周参見2415	1,200		3	80		10	10				
串	-	2	すさみ町	周参見川、太閤川、城川ほか	消防団第一分団旧屯所	すさみ町周参見4029-2	7,200						1				
串	-	3	すさみ町	周参見川、太閤川、城川ほか	消防団第一分団車庫(防災センター)	すさみ町周参見											
串	-	4	すさみ町	佐本川ほか	消防団第一分団佐本屯所	すさみ町佐本中											
串	-	5	すさみ町	見老津川ほか	消防団第二分団見老津屯所	すさみ町見老津404	200		2			3	3		7		一輪車2台 発電機1台
串	-	6	すさみ町	江住川、江須の川ほか	消防団第二分団江住屯所	すさみ町江住			3		5	7	16		1		鋤簾2
串	-	7	すさみ町	里野西地川	消防団第二分団里野屯所	すさみ町里野						1			1		鉋6
すさみ町 合計							8,600		8	80	5	21	30		9		

串	-	8	串本町	二色川、他	植松防災センター	串本町串本1403-8					100		65	57					
串本町 合計											100		65	57					
串	-	9	古座川町	古座川、小川、池野川、主谷川	古座川町水防倉庫	古座川町高池(町民体育館)	1,000		24	280	20	5	5				3		
古座川町 合計							1,000		24	280	20	5	5				3		
東牟婁振興局串本建設部管内 合計							9,600		32	460	25	91	92				12		
東牟婁振興局新宮建設部管内																			
新	-	1	新宮市	市内河川全域	新宮市水防倉庫	新宮市新宮5036-3	1,150		85	9	85	100	8	22				5	
新	-	2	新宮市	熊野川	丹鶴分団詰所	新宮市上本町一丁目1-1							2	7					
新	-	3	新宮市	市田川・浮島川	千穂分団詰所	新宮市千穂一丁目5-1							2	6					
新	-	4	新宮市	熊野川・市田川	蓬菜分団詰所	新宮市蓬菜三丁目7-29							2	6					
新	-	5	新宮市	市田川	警備分団詰所	新宮市丹鶴三丁目5-11							3	4					
新	-	6	新宮市	佐野川	三輪崎分団詰所	新宮市三輪崎三丁目9-7								9					
新	-	7	新宮市	佐野川・荒木川・木ノ川	佐野コミュニティ消防センター	新宮市佐野二丁目3-4	50						3	12					
新	-	8	新宮市	高田川	高田コミュニティ消防センター	新宮市高田1646-1	180							8					
新	-	9	新宮市	赤木川・東ノ川	小口地区コミュニティ消防センター	新宮市熊野川町西333-3	100				30		2	8					
新	-	10	新宮市	熊野川・志古川	第2分団倉庫	新宮市熊野川町日足350							5	15					
新	-	11	新宮市	熊野川・北山川・玉置川	熊野川町コミュニティ消防センター(音川)	新宮市熊野川町宮井244-1	100						3						
新	-	12	新宮市	熊野川・篠尾川	敷屋地区コミュニティ消防センター	新宮市熊野川町西敷屋1013	100				20		2	8					
新宮市 合計							1,680		85	9	135	100	32	105				5	
新	-	13	那智勝浦町	那智勝浦町全域	消防本部	那智勝浦町朝日1丁目	500				100		10	15					
那智勝浦町 合計							500				100		10	15					
新	-	14	太地町	与根子川	太地町防災備蓄倉庫	太地町太地1918-6	500						6	31			3		
太地町 合計							500						6	31			3		
新	-	15	北山村	北山川	七色水防倉庫	北山村七色	100						1	2			1		
新	-	16	北山村	北山川	竹原水防倉庫	北山村竹原	100						1	2			1		
新	-	17	北山村	北山川	大沼水防倉庫	北山村大沼	100		5				2	10			10		
新	-	18	北山村	北山川	下尾井水防倉庫	北山村下尾井	100						1	2			1		
新	-	19	北山村	北山川	小松水防倉庫	北山村小松	100						1	2			1		
北山村 合計							500		5				6	18			14		
東牟婁振興局新宮建設部管内 合計							3,180		85	14	235	100	54	169				17	5

水防施設の現況 水防管理団体(県分以外)主要備蓄資材合計

							袋類(枚)	むしろ(枚)	なわ(巻)	杭(本)	鉄線(kg)	掛矢(丁)	スコップ(丁)	もっこ(組)	照明器(台)	水防マット	備考
合計							214,461	988	1,043	15,542	4,622	1,130	2,921	69	315	861	

救助物資等備蓄計画

31-00-00 県の災害救助物資備蓄状況

県社会福祉課
(令和6年4月1日現在)

保有者	保管場所	数 量						
		毛布	ポリシート	食糧	梅干し	紙コップ	簡易トイレ	飲料水
海草振興局健康福祉部 073-482-0600	海南保健所 (海南市大野中939)	800枚	100枚	6,118食	6,000粒	2,000個	6,000個	4,008ℓ
	紀美野町役場美里支所 (海草郡紀美野町神野市場226-1)	1,000枚	0枚	0食	0粒	0個	0個	0ℓ
	旧加茂第二小学校 (海南市下津町市坪240)	1,000枚	0枚	0食	0粒	0個	0個	0ℓ
	秋葉山公園県民水泳場 (和歌山市秋葉町4-11)	1,000枚	0枚	0食	0粒	0個	0個	0ℓ
那賀振興局健康福祉部 0736-63-0100	那賀総合庁舎 (岩出市高塚209)	1,600枚	100枚	6,068食	26,400粒	2,000個	5,800個	4,008ℓ
	和歌山県農業試験場 (紀の川市貴志川町高尾160)	0枚	0枚	0食	39,600粒	0個	0個	0ℓ
	県立那賀高等学校 (岩出市高塚115)	2,200枚	0枚	0食	0粒	0個	0個	0ℓ
伊都振興局健康福祉部 0736-42-3210	伊都総合庁舎 (橋本市市脇4-5-8)	1,250枚	150枚	0食	0粒	0個	6,000個	1,596ℓ
	橋本保健所 (橋本市高野口町名古屋927)	50枚	0枚	1,610食	1,200粒	2,000個	0個	0ℓ
	旧伊都地方休日急患診療所 (橋本市高野口町名古屋927)	2,500枚	50枚	4,460食	4,800粒	0個	0個	2,412ℓ
有田振興局健康福祉部 0737-63-4111	有田総合庁舎 (有田郡湯浅町湯浅2355-1)	2,600枚	95枚	25,980食	27,000粒	9,000個	27,000個	17,400ℓ
日高振興局健康福祉部 0738-22-3481	御坊保健所 (御坊市湯川町財部859-2)	4,000枚	100枚	41,936食	42,000粒	14,000個	42,000個	28,596ℓ
西牟婁振興局健康福祉部 0739-22-1200	西牟婁総合庁舎 (田辺市朝日ヶ丘23-1)	12,210枚	200枚	136,312食	72,000粒	43,000個	129,000個	96,468ℓ
	県立南部高等学校 (日高郡みなべ町芝407)	200枚	0枚	750食	0粒	0個	0個	0ℓ
	県立南部高等学校龍神分校 (田辺市龍神村安井469)	100枚	0枚	150食	0粒	0個	0個	0ℓ

保 有 者	保 管 場 所	数 量						
		毛 布	ポリシート	食 糧	梅干し	紙コップ	簡易トイレ	飲料水
西牟婁振興局健康福祉部 0739-22-1200	県立田辺高等学校 (田辺市学園1-71)	200枚	0枚	600食	0粒	0個	0個	0リットル
	県立南紀高等学校 (田辺市学園1-88)	200枚	0枚	500食	0粒	0個	0個	0リットル
	県立神島高等学校 (田辺市文里2-33-12)	200枚	0枚	600食	0粒	0個	0個	0リットル
	県立田辺工業高等学校 (田辺市あけぼの51-1)	200枚	0枚	500食	0粒	0個	0個	0リットル
	県立熊野高等学校 (西牟婁郡上富田町朝来670)	200枚	0枚	700食	0粒	0個	0個	0リットル
東牟婁振興局健康福祉部 0735-22-8551	東牟婁総合庁舎 (新宮市緑ヶ丘2-4-8)	3,830枚	170枚	28,010食	37,800粒	19,000個	22,800個	22,800リットル
	県立新宮高等学校 (新宮市神倉3-2-39)	770枚	0枚	10,534食	0粒	0個	17,100個	3,804リットル
	県立新翔高等学校 (新宮市佐野1005)	0枚	0枚	8,446食	0粒	0個	17,100個	3,792リットル
	県立みくまの支援学校 (新宮市蜂伏13-26)	200枚	0枚	0食	0粒	0個	0個	0リットル
	県立なぎ看護学校 (新宮市蜂伏20-39)	300枚	0枚	0食	0粒	0個	0個	0リットル
	旧グリーンピア南紀 (東牟婁郡那智勝浦町市屋地内)	0枚	0枚	15,850食	25,200粒	0個	0個	7,596リットル
東牟婁振興局健康福祉部串本支所 0735-72-0525	串本建設部敷地内 備蓄倉庫 (東牟婁郡串本町サンゴ台783-8)	4,100枚	20枚	20,108食	18,000粒	9,000個	27,000個	18,000リットル
計		40,710枚	985枚	309,232食	300,000粒	100,000個	299,800個	210,480リットル

[心太式備蓄物資]

保有者	保管場所	数 量					
		紙おむつ (大人)	紙おむつ (子ども)	粉ミルク	お尻ふき	ほ乳瓶	生理用品
(福)和歌山県福祉事業団 由良あかつき園 TEL 0738-65-1230	日高郡由良町吹井130	5,010枚	0枚	0缶	0パック	0本	4,212枚
(福)和歌山県福祉事業団 牟婁あゆみ園 TEL 0739-47-3551	西牟婁郡上富田町岩田2457-1	3,220枚	0枚	0缶	0パック	0本	0枚
(福)和歌山県福祉事業団 南紀あけぼの園 TEL 0739-47-4952	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	3,030枚	0枚	0缶	0パック	0本	6,480枚
(福)和歌山県福祉事業団 ひまわり寮 TEL 0739-25-3500	田辺市城山台5-1	0枚	0枚	0缶	0パック	0本	2,340枚
(福)和歌山県福祉事業団 南紀医療福祉センター TEL 0739-47-2175	西牟婁郡上富田町岩田1776-1	1,420枚	0枚	0缶	0パック	0本	0枚
(福)和歌山県福祉事業団 古座あさかぜ園 TEL 0735-74-0211	東牟婁郡串本町上田原1237	4,640枚	0枚	0缶	0パック	0本	3,276枚
(福)和歌山県福祉事業団 牟婁さくら園 TEL 0739-47-5651	西牟婁郡上富田町朝来2289-5	3,740枚	0枚	0缶	0パック	0本	0枚
(福)和歌山県つくし会 つくし医療福祉センター TEL 0736-62-4121	岩出市中迫665	1,324枚	0枚	0缶	0パック	0本	0枚
(福)和歌山県つくし会 和歌山乳児院 TEL 0736-69-1001	岩出市中迫667 1-	0枚	3,590枚	160缶	120パック	100本	0枚
(福)しんせい会 しんせい保育園 TEL 0738-22-6829	御坊市藤田町吉田550-9	0枚	0枚	8缶	0パック	0本	0枚
(福)こじかの会 こじか保育園 TEL 0738-22-9785	日高郡美浜町和田2111-55	0枚	0枚	28缶	0パック	0本	0枚
計		22,384枚	3,590枚	196缶	120パック	100本	16,308枚

No.	目的	項目
1	電気の供給	100V/200Vの低圧(電灯)コンセントが有る。 低圧電灯盤の予備を利用し100V・200Vの低圧(電灯)の送電可能。(容量の制限有り)
2	太陽光発電	予備ゲート庫の既設の太陽光発電を利用し小容量の電気供給可能。(既設設備の改造必要)
3	水の供給	大堰左岸上流高水敷に約2m ³ /minの地下水揚水中(緊急水源として利用可能・既設配管の改造必要・飲用不可)。
4	海上輸送	紀の川5.7k右岸(大堰直下流)に船着場あり。海上輸送された物資を和歌山港で小型船に積み替え大堰まで物資輸送が可能。
5	備蓄庫	
6	情報コンセント	
7	消防用水	地下埋設防火水槽(約38m ³)を設置している。 大規模災害により消防用水が不足する場合は、河川水の利用となる。
8	臨時宿泊施設	管理所うち、操作に必要な部屋以外を応援部隊の簡易宿泊施設に転用可能。 応援部隊の臨時入浴施設(風呂)、トイレ等の活用が可能。
9	通信回線	光回線、多重無線通信回線で本省、局、関係府県等との通信回線確保(電話、FAX、データ、画像の送受信可能) 放流警報回線を活用することで河川内にいる応援部隊への音声放送が可能。
10	非常用発電設備	洪水中で無ければ大堰の非常用発電機(ガスタービン機関)1,000KVAが無給油で168時間連続運転可能(非常用発電から相当量の電源供給が可能)
11	情報	紀の川水系内を始め近畿の雨量・水位・水質データ検索等 道路系情報システムとの連携で道路情報の確認 各種情報(概ね現事務所では把握出来る国土交通省の情報)映像の確認 河川系・道路系CCTV映像、ヘリコプター映像、衛星通信車の映像、Ku-SATの映像等 確認
12	ヘリポート	大堰管理所周辺は臨時ヘリポートの届け済み。

防災事業協力に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と日本ボーイスカウト和歌山連盟（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 甲及び乙は、今後発生が懸念される南海トラフ地震等により和歌山県内で甚大な被害を受けるおそれがあることから、相互に連携協力して、地域防災力を高めるための事業に取り組むことを目的として、本協定を交わす。

（連携協力内容）

第2条 甲及び乙は、相互に連携協力し、地域防災力を高めるための啓発活動を推進する。

2 乙は野外での活動のノウハウ、所有する資材、地域でのネットワーク情報などを活かして、可能な範囲で地域の防災力を高めるための防災教育に協力する。

3 甲は乙と連携して可能な限り、防災教育に取り組む。

（その他）

第3条 この協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議して定める。

（適用）

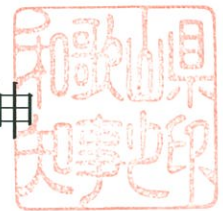
第4条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない限り継続するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年5月24日

（甲）和歌山県知事

仁 坂 吉 伸

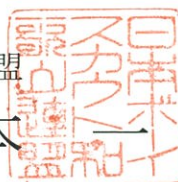


（乙）和歌山市松江北三丁目4-20

日本ボーイスカウト和歌山連盟

理事長

山 本 一 郎



区分	医療圏	医療機関名	住所	標榜診療科目	電話等
総合	和歌山	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811-1	糖内、代内、消内、呼内、循内、腎内、血内、リウ、小、精、心外、呼外・乳外、脳外、整、形外、泌、産婦、眼、耳頸、皮、歯外、放、リ八、救急、麻、病診、神内、気食外	(TEL)073-447-2300 (衛星携帯)090-8654-2703 (FAX)073-441-0713
総合	和歌山	日本赤十字社和歌山医療センター	和歌山市小松原通4-20	循内、消内、糖内分内、血内、消外、乳外、小外、眼、耳、産婦、小、泌、腎内、皮、整、歯外、放治、放診、脳外、麻、呼内、心外、リ八、脳内、精、形外、呼外、心内、リウ、漢内、感内、救急、病診、腫内、緩内	(TEL)073-422-4171 (衛星携帯)090-7355-2418 090-8829-1228 (FAX)073-427-2344
地域	和歌山	独立行政法人労働者健康安全機構 和歌山労災病院	和歌山市木ノ本93-1	内、脳内、呼内、消内、循内、小、外、整、脳外、皮、泌、産婦、眼、耳頸、放、麻、リ八、呼外、血内、救急、病診、肝内、乳外	(TEL)073-451-3181 (衛星携帯)080-8510-5306 080-8307-1320 (FAX)073-452-7171
地域	那賀	公立那賀病院	紀の川市打田1282	内、循内、呼内、外、呼外、脳外、整、リ八、小、産婦、泌、眼、耳、皮、麻、放、リウ、乳外、精、脳内、臨腫、腎内、病診、救急、胸外、血内、臨検、腎内	(TEL)0736-77-2019 (衛星携帯)080-2542-0286 090-4304-2445 (FAX)0736-77-4659
地域	橋本	橋本市民病院	橋本市小峰台2-8-1	整、小、耳、内、呼内、循内、外、心外、脳外、泌、放、乳外、歯外、産婦、眼、麻、皮、呼外、リ八、病診、消内、代内、腫内、救急、血内、リウ膠	(TEL)0736-37-1200 (衛星携帯)090-7764-9984 (FAX)0736-37-1880
地域	有田	有田市立病院	有田市宮崎町6	内、循内、外、整、産婦、小、眼、耳、皮、泌、脳外、救急	(TEL)0737-82-2151 (衛星携帯)870-776741766 090-8887-9030 (FAX)0737-82-5154
地域	御坊	ひだか病院	御坊市園116-2	内、小、精、外、脳外、整、産婦、泌、耳、眼、皮、放、麻、循内、歯外、形外、リ八、救急	(TEL)0738-22-1111 (衛星携帯)080-2522-3590 (FAX)0738-22-7140
地域	田辺	紀南病院	田辺市新庄町46-70	内、呼内、消内、循内、小、外、整、脳外、呼外、心外、小外、皮、泌、産婦、眼、耳、リ八、放、麻、脳内、形外、歯外、病診	(TEL)0739-22-5000 (衛星携帯)090-2357-1067 (FAX)0739-26-0925
地域	田辺	独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター	田辺市たきない町27-1	内、外、小、眼、耳、産婦、消内、循内、呼内、整、脳外、心外、皮、泌、精、リ八、放、麻、歯外、救急、腫内、呼外、乳外、病診、形外	(TEL)0739-26-7050 (衛星携帯)090-8791-3265 080-8525-0204 (FAX)0739-24-2055
地域	新宮	新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18-7	内、循内、脳内、外、脳外、整、小、歯外、産婦、眼、泌、耳、形外、皮、呼外、心外、リ八、放、麻、腎内、循内、消内	(TEL)0735-31-3333 (衛星携帯)881-623412187 090-7492-6220 (FAX)0735-31-3337

注) 区分における「総合」は和歌山県総合災害医療センター、「地域」は地域災害医療センターである。

医療圏	医療機関名	住所	標榜診療科目	電話等
和歌山	済生会和歌山病院	和歌山市十二番丁45	内、消内、糖代内、循内、外、整、脳外、皮、眼、耳、放、リ八、麻、泌、腎内、血外	(TEL) 073-424-5185 (衛星携帯) 080-2457-7069 (FAX) 073-425-6485
和歌山	海南医療センター	海南市日方1522-1	内、外、整、小、泌、婦、眼、耳、皮、麻、リ八、放、病診、臨検	(TEL) 073-482-4521 (衛星携帯) 870-776741813 (FAX) 073-482-9551
和歌山	国保野上厚生総合病院	海草郡紀美野町小畑198	内、外、整、精、婦、眼、リ八、耳、泌、脳外、神内、呼内、消内、循内、消外、肛外	(TEL) 073-489-2178 (衛星携帯) 080-8533-0132 (FAX) 073-489-5639
那賀	貴志川リハビリテーション病院	紀の川市貴志川町丸栖1423-3	整、脳外、内、リ八、外、放、麻、救急、循内	(TEL) 0736-64-0061 (衛星携帯) 080-2540-8007 (FAX) 0736-64-0063
橋本	和歌山県立医科大学附属病院紀北分院	伊都郡かつらぎ町妙寺219	内、小、外、整、脳外、眼、麻、リ八、皮、脳内、循内、リウ	(TEL) 0736-22-0066 (衛星携帯) 080-8527-6057 (FAX) 0736-22-2579
橋本	(医)南労会紀和病院	橋本市岸上18-1	内、外、整、脳外、皮、神内、泌、放、リ八、麻、消内、循内、呼内、糖代内、鏡内、透内、消外、乳外、疼緩内、精、腎内	(TEL) 0736-33-5000 (衛星携帯) 050-5526-1954 (FAX) 0738-33-5100
有田	済生会有田病院	有田郡湯浅町吉川52-6	内、外、消外、整、眼、耳、リ八、循内、心血外、皮、泌、脳外、放、乳外、形	(TEL) 0737-63-5561 (衛星携帯) 870-776736014 870-776712790 (FAX) 0737-62-3420
御坊	独立行政法人国立病院機構和歌山病院	日高郡美浜町和田1138	内、呼内、循内、呼外、心外、神内、放、外、小、リ八、歯、皮、乳外	(TEL) 0738-22-3256 (衛星携帯) 090-7489-7855 (FAX) 0738-23-3104
御坊	北出病院	御坊市湯川町財部728-4	内、外、循内、糖内、血外、消内、消外、麻、形外、乳外、肛、整、脳外、リウ、小、リ八、放、泌、歯、歯外、呼内、腎内、呼外、胸外、矯歯、小歯、アレ	(TEL) 0738-22-2188 (衛星携帯) 870-776321519 (FAX) 0738-22-2120
田辺	白浜はまゆう病院	西牟婁郡白浜町1447	内、外、整、小、婦、泌、循内、呼内、消内、皮、眼、耳、脳外、脳内、心内、リウ、リ八、麻、乳外	(TEL) 0739-43-6200 (衛星携帯) 080-8333-1876 080-8518-7302 (FAX) 0739-43-7891
田辺	国保すさみ病院	西牟婁郡すさみ町周参見2916	内、外、リ八	(TEL) 0739-55-2065 (衛星携帯) 080-2488-7470 (FAX) 0739-55-2225
新宮	くしもと町立病院	東牟婁郡串本町サンゴ台691-7	内、外、整、婦、小、眼、耳、泌	(TEL) 0735-62-7111 (衛星携帯) 080-2530-6475 (FAX) 0735-67-7200
新宮	那智勝浦町立温泉病院	東牟婁郡那智勝浦町天満1185-4	内、整、リ八、眼、循内、糖代内、小	(TEL) 0735-52-1055 (衛星携帯) 080-8306-5258 (FAX) 0735-52-3853

和歌山県災害福祉支援ネットワーク設置要綱

第1 設置

大規模災害時における要配慮者への福祉支援が円滑に実施できるよう、和歌山県内の福祉関係団体が連携して活動を行うため、和歌山県災害福祉支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 大規模災害
災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用され又は適用される可能性があるとして認められる規模の災害
- (2) 避難所等
一般避難所、福祉避難所、その他災害時に要配慮者を受け入れる施設
- (3) 要配慮者
高齢者、障害児・者、乳幼児、その他災害時に特別な配慮を必要とする者
- (4) 和歌山県災害派遣福祉チーム
福祉・介護等の専門職員等により構成され、大規模災害時に避難所等において要配慮者を支援するチーム（以下「チーム」という。）
- (5) チーム員
チームを構成する者

第3 構成

ネットワークの構成団体は、別表のとおりとする。

第4 事務局

ネットワーク事務局は、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課及び和歌山県社会福祉協議会に置くものとする。

第5 活動

ネットワークは、大規模災害発生時に円滑な活動が行えるよう、次に掲げる内容について協議を行う。

- (1) チーム組成の方法及び活動内容等
- (2) チームの派遣決定及び情報収集の方法
- (3) 災害時におけるネットワーク構成員の役割分担
- (4) 費用負担
- (5) 保健医療関係者との連携
- (6) チーム員に対する研修及び訓練等

- (7) 受援体制の構築
- (8) 県民に対する広報・啓発
- (9) その他災害時における福祉支援体制に必要な事項

第6 会議

- 1 ネットワーク会議は、ネットワーク事務局がこれを招集する。
- 2 ネットワーク会議は、構成員の過半数の出席により成立する。ただし、大規模災害発生時等ネットワーク事務局が緊急と認める場合はこの限りではない。

第7 その他

この要綱に定めのない事項については、ネットワーク会議で協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年9月28日から施行する。

別表（第3関係）

ネットワーク構成団体名
和歌山県社会福祉法人経営者協議会
和歌山県児童福祉施設連絡協議会
一般社団法人和歌山県老人福祉施設協議会
和歌山県訪問介護事業所協議会
和歌山県知的障害者福祉協会
和歌山県療護施設連絡協議会
社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会
和歌山県

和歌山県災害派遣福祉チーム設置運営要綱

第1 目的

この要綱は、大規模災害の発生時に避難所等における要配慮者の支援を行い、要配慮者の二次被害の防止を図るため、福祉専門職等で編成される和歌山県災害派遣福祉チーム（DWAT：Disaster Welfare Assistance Team）（以下「チーム」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 大規模災害

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると思われる規模の災害

(2) 避難所等

一般避難所、福祉避難所、その他災害時に要配慮者を受け入れる施設

(3) 要配慮者

高齢者、障害児・者、乳幼児その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者

(4) 和歌山県災害派遣福祉チーム

福祉・介護等の専門職員等により構成され、大規模災害時に避難所等において要配慮者を支援するチーム

(5) チーム員

チームを構成する者

第3 事前協定等

- 1 県は、社会福祉に関する事業を行う法人が加入する団体に対してチームへの協力を依頼し、依頼に応じる団体（以下「協力団体」という。）との間に、和歌山県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定（様式第1号）（以下「基本協定」という。）を締結する。
- 2 協力団体は、協力団体に加入する法人のうち、チームの派遣に協力する法人を和歌山県災害派遣福祉チーム協力法人届出書（様式第2号）により県に届出を行う。
- 3 社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、県に提出された前項の届出書により和歌山県災害派遣福祉チーム協力法人一覧（様式第3号）を作成し、県と共有する。

第4 チーム員候補者の届出

- 1 協力団体は、第3の2による届出のあった法人（以下「協力量人」という。）から協力団体あて報告されたチーム員候補者を取りまとめの上、和歌山県災害派遣福祉チーム員候補者届出書（様式第4号）を県に提出する。
- 2 チーム員候補者は、別表に掲げる資格等を保有する者のほか、原則として福祉・介護・保育等の実務経験を有する者、またはこれと同等の能力を有する者（資格の有無や職種は問わない）で、第5の1に規定する登録時研修について受講可能な者とする。

第5 チーム員の登録

- 1 県及び県社協は、第4により届出のあったチーム員候補者に対し、災害時の福祉支援に関する基礎的な研修である登録時研修を行う。
- 2 県は県社協を通じ、1の登録時研修を修了した者を、和歌山県災害派遣福祉チーム員登録者名簿（様式第5号）（以下「登録者名簿」という。）に登録するとともに、和歌山県災害派遣福祉チーム員登録証（様式第6号）（以下「登録証」という。）を各チーム員に交付する。
- 3 協力法人は、2により登録されたチーム員について、登録内容に変更が生じたときは、速やかに和歌山県災害派遣福祉チーム員変更届出書（様式第7号）を県社協に提出する。
- 4 県社協は、協力法人から3の変更届出書が提出されたときは、登録者名簿を修正する。
- 5 チーム員は、登録証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに和歌山県災害派遣福祉チーム員登録証再交付申請書（様式第8号）を県社協に提出し、新たな登録証の再交付を受けなければならない。

第6 チーム員登録の抹消

- 1 協力法人は、登録の辞退を申し出るチーム員が生じた場合は、速やかに和歌山県災害派遣福祉チーム員辞退届出書（様式第9号）を県社協に提出するものとする。
- 2 県社協は、協力法人から1の辞退届出書が提出されたときは、当該チーム員の登録を抹消し、登録者名簿から削除する。
- 3 県は、チーム員について、チーム員活動等における法令違反や公序良俗に反する行為等が認められ、チーム員として登録を継続することが適当でないと判断したときは、当該登録者を届け出た協力法人又は協力団体と協議の上、登録を抹消し、登録者名簿から削除するものとする。
- 4 チーム員は、2又は3により登録を抹消された場合、直ちに登録証を県社協に返還するものとする。

第7 和歌山県災害派遣福祉チーム本部

- 1 県は、大規模災害発生時に必要に応じ和歌山県災害派遣福祉チーム本部（以下「和歌山県DWA T本部」という。）を設置する。
- 2 和歌山県DWA T本部の体制については、別に定める。
- 3 和歌山県DWA T本部は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 被害の規模や避難所等の設置状況、要配慮者に対する支援の実施状況等についての情報収集
 - (2) チーム員派遣の要否の判断
 - (3) チーム員派遣依頼及び待機依頼の決定
 - (4) その他チーム派遣に係る調整事務

第8 チームの編成等

- 1 チームは、登録者名簿に登録されているチーム員で構成する。
- 2 チームは、第4の2に掲げる者により、1チーム当たり4～6名程度で編成する。

- 3 各チームにリーダーを置き、リーダーはチームを統括する。
- 4 1チーム当たりの派遣期間は5日間程度とし、順次交代でチーム派遣する。
- 5 チームの活動時期は、災害の初期（救命救急が完了するなど、チームが活動する上での安全が確認された時点から概ね1か月）とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。

第9 活動

- 1 チームは、次に掲げる活動を行う。
 - (1) 要配慮者へのスクリーニング及び一般避難所又はその他災害時に要配慮者を受け入れる施設内で必要な支援を行うことが著しく困難な者がいる場合における福祉避難所等への誘導
 - (2) 要配慮者の必要な支援の内容の把握及び日常生活上の留意事項等に関するアセスメント
 - (3) 要配慮者の避難生活に伴う生活機能の低下等の二次被害の防止及び安定的な避難生活の確保のための、食事、トイレ、入浴の介助等の日常生活上の支援
 - (4) 要配慮者の福祉ニーズを把握し、その抱える課題を適宜解決していくための必要な相談支援
 - (5) 要配慮者の良好な生活環境を確保するために必要な避難所等内の環境整備
 - (6) 避難所等内で解決が困難な福祉ニーズがある場合等における必要な連絡調整
 - (7) 後続のチームへのアセスメントの結果や必要な支援内容等についての引継ぎ
 - (8) その他、和歌山県DWA T本部又はリーダーが必要と認める活動
- 2 チームの活動にあたっては、県災害対策本部、市町村災害対策本部、保健医療活動チーム、災害ボランティアセンター等と情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。
- 3 チームのリーダーは、各日のチームの活動状況等について記録するとともに、和歌山県災害派遣福祉チーム活動記録報告書（様式第10号）により、県に報告するものとする。
- 4 活動で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、活動で知り得た個人情報を目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

第10 派遣基準

派遣基準は次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 県内で大規模災害が発生した場合であって、県がチームを派遣する必要があると認めるとき。
- (2) 県内で大規模災害が発生した場合であって、被災地の市町村から県に対してチームの派遣要請があったとき。なお、派遣要請は、原則として和歌山県災害派遣福祉チーム派遣要請書（様式第11号）によるものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による要請も可とし、後日、要請書の提出を行うものとする。
- (3) 県外で大規模災害が発生した場合であって、国又は被災地の都道府県から県に対してチームの派遣依頼があり、県がチームを派遣する必要があると認めるとき。
- (4) その他特に必要であると県が認めるとき。

第11 派遣等

- 1 県は、県社協を通じ、第4の1により届出のあったチーム員が所属する協力法人に対し、和歌山県災害派遣福祉チーム員派遣依頼書（様式第12号）によりチーム員の派遣を依頼し、協力団体に対しその旨を通知するものとする。
ただし、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による依頼も可とし、後日、依頼書の送付を行うものとする。
- 2 1の依頼を受けた協力法人は、速やかに派遣の可否を判断し、和歌山県災害派遣福祉チーム員派遣承諾書（様式第13号）を県社協に提出するとともに、チームにチーム員を派遣する。
- 3 県社協は、2の報告に基づきチームを編成し、派遣計画を作成し、県に報告する。
- 4 県は、3の報告に基づき、派遣計画を決定し、県社協を通じ、チーム員、協力法人に通知し、当該派遣計画に基づき、チームを避難所等に派遣する。
- 5 2から4までの報告や通知については、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による報告や通知も可とする。

第12 費用負担等

- 1 県は、災害救助法による救助費の支弁対象となるチーム員派遣に係る費用について、同法の定めるところによりこれを負担する。
- 2 1以外のチーム員派遣に係る費用については、県、県社協及び各関係団体と協議の上、決定する。
- 3 県は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険及び賠償責任保険に加入し、その保険料を負担する。

第13 研修及び訓練等

- 1 県及び県社協は、チーム員の技術の向上等を図るため、研修及び訓練等の機会の確保に努めるものとする。
- 2 チーム員候補者は、第5に規定する登録時研修を必ず受講するものとする。
- 3 チーム員登録者、協力団体及び協力法人は、県及び県社協が行う研修及び訓練等への参加に努めるものとする。

第14 周知・啓発等

県、県社協、協力団体、協力法人及びチーム員は、災害時にチームが避難所等において円滑に活動を行うことができるよう、平時において、チームの活動に関する地域住民等への周知・啓発活動に取り組むものとする。

第15 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月28日から施行する。

別表（第4関係）

区分	名称
国家資格又は公的資格等	社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、介護職員初任者研修修了者、介護福祉士実務者研修修了者、相談支援専門員、精神保健福祉士、手話通訳士、保育士、看護師、リハビリ専門職、管理栄養士、臨床心理士 等
職種	生活相談員、生活支援員、独立型社会福祉士、介護職員、ケアマネジャー、訪問介護員、手話通訳者、要約筆記者、地域包括支援センター職員 等

和歌山県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書

和歌山県（以下「甲」という。）、社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び（福祉関係団体名）（以下「丙」という。）は、和歌山県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）に基づき一般避難所、福祉避難所、その他災害時に要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に派遣する和歌山県災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。）の発生時に甲、乙及び丙が相互に協力し、チームを避難所等に派遣し、高齢者、障害児・者、乳幼児その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ることを目的とする。

（活動内容）

第2条 チームの活動は、要綱第9に定める活動を行う。

（チーム員の登録）

第3条 丙は、自らの団体に加入する法人に対し、チームへの協力依頼を行い、チーム員の確保に努める。

2 前項の協力依頼に対し、チームへの協力が可能な法人（以下「協力法人」という。）は、丙を通じて甲に対してチーム員候補者の届出を行う。

3 甲は、前項の届出があった者で、所定の研修を修了したものをチーム員として登録する。

（チームの編成、派遣）

第4条 甲は、要綱第10に定める派遣基準に該当するときは、甲は乙を通じて協力法人に対し、チーム員の派遣を依頼し、丙にその旨を通知する。

2 協力法人は、前項の依頼を受けた場合は、乙に対し、速やかに派遣の可否を報告する。

3 乙は、前項の報告に基づきチームを編成し、派遣計画を作成し、甲に報告する。

4 甲は、前項の報告に基づき、派遣計画を決定し、乙を通じてチーム員、協力法人及び丙に通知する。

5 甲は、前項の派遣計画に基づき、チームを避難所等に派遣する。

（費用負担）

第5条 第4条に基づき甲から依頼された派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、同法に定める基準により、甲に請求することができる。

2 前項以外のチームの派遣に関する費用負担については、甲、乙及び丙の3者が協議の上、決定する。

（情報の交換、研修及び訓練等）

第6条 甲、乙及び丙は、災害時等においてチームが円滑に活動できるよう、平時から情

報の交換を行う。

2 甲及び乙は、相互に協力し、チーム員の研修及び訓練等の機会の確保に努めるものとする。

(秘密保持)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するとともに、丙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和5年 月 日

甲 和歌山県和歌山市小松原通1-1
和歌山県知事 岸本 周平

乙 和歌山県和歌山市手平2丁目1-2
社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会
会 長 岸本 周平

丙 所在地
団体名
代表者職氏名 ○○ ○○

様式第2号

和歌山県災害派遣福祉チーム協力法人届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

団体住所
団体名
代表者氏名

和歌山県災害派遣福祉チーム設置運営要綱第3の2の規定に基づき、別紙のとおり和歌山県災害派遣福祉チームへの協力法人を届け出ます。

【記入担当者】 団体名：
団体住所：
部署名：
職氏名：
連絡先：

(様式第2号別紙)

和歌山県災害派遣福祉チーム協力法人届出書（別紙）

	協力団体名	協力法人名等					
		協力法人名	代表者名	所在地	連絡先	メール	担当者職氏名
1							
2							
3							

※行は適宜追加してください。

(様式第3号)

和歌山県災害派遣福祉チーム協力法人一覧

	協力団体名	協力法人名等					
		協力法人名	代表者名	所在地	連絡先	メール	担当者職氏名
1							
2							
3							

※行は適宜追加してください。

(様式第4号)

和歌山県災害派遣福祉チーム員候補者届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

団体住所
団体名
代表者氏名

和歌山県災害派遣福祉チーム設置運営要綱第4の1の規定に基づき、別紙のとおり和歌山県災害派遣福祉チーム員候補者を届け出ます。

【記入担当者】 団体名：
団体住所：
部署名：
職氏名：
連絡先：

(様式第4号別紙)

和歌山県災害派遣福祉チーム員候補者届出書（別紙）

	協力団体名	協力法人名	協力法人 担当者	協力法人 連絡先	協力法人 メール	チーム員候補者名等									
						施設・事業所名	チーム員候補者 氏名	ふりがな	性別	生年月日	職種	保有資格	実務経験年数 ※1	圏域 ※2	備考
1															
2															
3															
4															
5															

※行は適宜追加してください。

※1 届出日時点の実務経験年数（通算）を記載願います。

※2 所属する施設・事業所の所在地を記載願います。

(様式第5号)

和歌山県災害派遣福祉チーム員登録者名簿

	登録日	協力団体名	協力法人名	協力法人 担当者	協力法人 連絡先	協力法人 メール	チーム員登録者名等									
							施設・事業所名	チーム員登録者 氏名	ふりがな	性別	生年月日	職種	保有資格	実務経験年数 ※1	圏域 ※2	備考
1																
2																
3																
4																
5																

※行は適宜追加してください。

※1 登録日時点の実務経験年数（通算）を記載願います。

※2 所属する施設・事業所の所在地を記載願います。

(様式第6号)

(表)	
(様式第6号)	
和歌山県災害派遣福祉チーム員登録証	
登録番号 ●●-●●●●	写 真
氏名 ●●●● (生年月日 年 月 日)	
上記の者について、和歌山県災害派遣福祉 チーム設置運営要綱第5の2の規定に基づく和 歌山県災害派遣福祉チーム員登録者名簿に 登録されたことを証明します。	
和歌山県知事 発効日： 年 月 日	
91mm	
55mm	
(裏)	
注意事項	
<ol style="list-style-type: none">1. チーム員は、チーム員としての活動期間中、常にこの登録証を携帯すること。2. この登録証を他人に譲渡又は貸与しないこと。3. この登録証を紛失し、又は損傷したときは、和歌山県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「運営要綱」という。）第5の5の規定に基づき登録証の再交付を受けること。4. 運営要綱第6の規定に基づき和歌山県災害派遣福祉チーム員の登録を抹消された場合は、この登録証を返還すること。5. 和歌山県知事印のないものは無効である。	
【連絡先】 社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会総務企画部 TEL：073-435-5224 和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課 TEL：073-441-2472	

様式第7号

和歌山県災害派遣福祉チーム員変更届出書

年 月 日

和歌山県知事

法人名
代表者職氏名

和歌山県災害派遣福祉チーム員登録者名簿の登録内容に変更が生じたので、和歌山県災害派遣福祉チーム設置運営要綱第5の3の規定に基づき届け出ます。

記

項目	変更前	変更後
ふりがな 氏名 (登録番号)		
施設・事業所名		
職種		
保有資格		
勤務先施設等所在地 (圏域)		
備考		

【記入担当者】 法人名：
法人住所：
部署名：
職氏名：
連絡先：

様式第8号

和歌山県災害派遣福祉チーム員登録証再交付申請書

年 月 日

和歌山県知事

チーム員氏名

生年月日

登録番号

下記の理由により、和歌山県災害派遣福祉チーム員登録証の再交付を和歌山県災害派遣福祉チーム設置運営要綱第5の5の規定により申請します。

記

1. 再交付申請理由（当てはまる理由の太枠内に○を記入してください。）

	紛失（再交付後に紛失した登録証が見つかった場合は、旧登録証を県に返還すること。）
	損傷（損傷した登録証を添付すること。）

2. 紛失又は損傷の理由

和歌山県災害派遣福祉チーム員辞退届出書

年 月 日

和歌山県知事

法人名

代表者職氏名

和歌山県災害派遣福祉チーム員登録者名簿に登録されている者の登録を辞退したいので、和歌山県災害派遣福祉チーム設置運営要綱第6の1の規定に基づき届け出ます。

記

ふりがな 氏名	
生年月日	
登録番号	

※ 和歌山県災害派遣福祉チーム員登録証を添付してください。

【記入担当者】法人名：
法人住所：
部署名：
職氏名：
連絡先：

和歌山県災害派遣福祉チーム活動記録報告書

報告： 年 月 日

報告者	職名		氏名			
所属 (団体又は施設名)						
活動期間	出動要請を受理した時刻	年	月	日 (曜日)	時	分
	出動時刻	年	月	日 (曜日)	時	分
	到着時刻	年	月	日 (曜日)	時	分
	撤退時刻	年	月	日 (曜日)	時	分
	帰着時刻	年	月	日 (曜日)	時	分
派遣場所 (移動経路)						
現場の災害概況 及び 要配慮者の状況						
活動内容						
出動者	団体名	施設名	職種	氏名		
特記事項						

和歌山県災害派遣福祉チーム派遣要請書

年 月 日

和歌山県知事

(市町村名) 長

避難所等の運営等に必要ことから、和歌山県災害派遣福祉チーム設置運営要綱第 10 の 1 (2) の規定に基づき、下記のとおり和歌山県災害派遣福祉チームの派遣を要請します。

記

	派遣先施設名	所在地	連絡責任者 職氏名	派遣希望 職種
1				
2				
3				

【記入担当者】 部署名 :
職氏名 :
連絡先 :
メール :

様式第 12 号

和歌山県災害派遣福祉チーム員派遣依頼書

年 月 日

(協力法人代表者名) 様

和歌山県知事

和歌山県災害派遣福祉チーム設置運営要綱第 11 の 1 の規定に基づき、別紙のとおり和歌山県災害派遣福祉チーム員の派遣を依頼します。

なお、派遣決定までの間、派遣の待機を依頼するものとする。

(様式第 12 号別紙)

番号	災害名等	活動予定地 (市町村)	職種等	氏名	備考 (活動期間等)

(様式第 13 号)

和歌山県災害派遣福祉チーム員派遣承諾書

年 月 日

和歌山県知事 様

(協力法人代表者名)

和歌山県災害派遣福祉チーム設置運営要綱第 11 の 2 の規定により、別紙のとおり派遣を承諾します。

(様式第 13 号別紙)

番号	災害名等	活動予定地 (市町村)	職種等	氏名	備考 (活動期間等)

和歌山県防災ボランティア登録制度要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内において大規模な災害等が発生し、応急対策の実施に必要な体制の確保が困難な場合において、県民の協力を得て、迅速かつ適格に応急対策を講ずることを目的として和歌山県防災ボランティア登録制度を設置するものとし、その運用については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「防災ボランティア」とは、専門ボランティア及び救援ボランティアチームをいう。

2 この要綱において、「専門ボランティア」とは、震災等の大規模な災害の発生時において、ボランティアとして専門的な知識及び技能を必要とする災害救援活動に当たる個人又は団体をいう。

3 この要綱において、「救援ボランティアチーム」とは、震災等の大規模な災害の発生時において、ボランティアとして指導者の指揮の下に前項の災害救援活動以外の災害救援活動に従事する団体をいう。

4 この要綱において、「窓口団体」とは、専門ボランティアの従事する活動の種類ごとに知事がその窓口として定める団体をいう。

(防災ボランティアの募集)

第3条 知事は県内の個人及び団体の中から防災ボランティアとして登録を希望するものを募集するものとする。

(活動の種類及び資格等)

第4条 前条の規定により募集する防災ボランティアが従事する活動の種類及び当該活動に必要な資格は、知事が別に決める。この場合において、防災ボランティア(団体にあつてはその構成員)は、登録しようとする年度の4月1日現在で満16歳以上である者とする。

(登録)

第5条 第3条の防災ボランティアとしての登録を受けようとする者は、専門ボランティアとして登録を受けようとする場合にあつては和歌山県防災ボランティア(専門ボランティア)登録申込書(別記第1号様式)を窓口団体を通じて、救援ボランティアチームとして登録を受けようとする場合にあつては和歌山県防災ボランティア(救援ボランティアチーム)登録申込書(別記第2号様式)に構成員の名簿その他必要な書類等を添付して直接、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による申し込みがあつた場合においては、次に掲げる事項を別に定める登録台帳登録しなければならない。

- (1) ボランティアの区分
- (2) 氏名及び住所(団体にあつては、名称)
- (3) 年齢及び性別(団体にあつては、構成員数)
- (4) 連絡先
- (5) 活動分野及び資格要件(救援ボランティアチームにあつては、活動分野)
- (6) 活動可能地域
- (7) 登録年月日

3 知事は、防災ボランティアの登録状況その他必要な情報を市町村長に提供するものとする。

(登録事項の変更等)

第6条 防災ボランティアは、前条第2項の登録事項に変更があったとき(団体の構成員数に変更があった場合を除く。)又は登録を取り消そうとするときは、専門ボランティアにあっては和歌山県防災ボランティア(専門ボランティア)登録事項変更・登録抹消届(別記第3号様式)を窓口団体を通じて、救援ボランティアチームにあっては和歌山県防災ボランティア(救援ボランティアチーム)登録事項変更・登録抹消届(別記第4号様式)を直接、知事に提出するものとする。

(構成員数の報告)

第7条 専門ボランティア(団体に限る。)は、毎年1回、当該年の4月1日現在の構成員数を別記第3号様式(その2)により知事に報告するものとする。ただし、前年4月1日現在の構成員数と同数であるときは、この限りでない。

2 救援ボランティアチームは、毎年1回、当該年の4月1日現在の構成員数を別記第4号様式により知事に報告するものとする。ただし、前年4月1日現在の構成員数と同数であるときは、この限りでない。

(防災ボランティアへの協力要請の伝達等)

第8条 知事は、県内においては大規模な災害等が発生した場合は、原則として県又は県内の市町村からの防災ボランティアに対する協力要請を受け、専門ボランティアに対しては窓口団体を通じて、救援ボランティアチームに対しては直接、当該協力要請の内容を伝えるものとする。

(活動の基本)

第9条 被災現地に出勤した防災ボランティア(以下「出勤ボランティア」という。)は、県又は現地市町村と協力して、災害救援活動に当たることを基本とする。

(活動に対する報酬等)

第10条 出勤ボランティアは、その活動に対する報酬又は活動資機材の損料等を県又は市町村に対して請求することができない。

(ボランティア保険への加入等)

第11条 出勤ボランティアは、ボランティア保険に加入するものとする。

2 ボランティア保険の加入に必要な経費は、県が負担する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は平成10年7月30日から施行する。

和歌山県被災地生活支援NPO登録制度要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内において震災等の大規模な災害が発生し、応急対策の実施に必要な体制の確保が困難な場合において、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人その他非営利かつ自発的に社会貢献活動を行う団体（以下「NPO」という。）の協力を得て迅速かつ的確に応急対策を講ずることを目的として和歌山県被災地生活支援NPO登録制度を構築するものとし、その運用について、この要綱を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「和歌山県被災地生活支援NPO」とは、震災等の大規模な災害の発生時において、各NPOの代表者の指揮の下に、社会貢献活動に関する特性を活かし、自発的に被災者への生活の支援を行うNPOをいう。

(資格)

第3条 和歌山県被災地生活支援NPOの構成員は、登録しようとする年度の4月1日で満16歳以上であるものとする。

(登録)

第4条 和歌山県被災地生活支援NPOの登録を受けようとするNPOは、和歌山県被災地生活支援NPO登録申込書（別記第1号様式）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申込書の提出があったときは、次の各号に掲げる事項を別に定める登録台帳に登録しなければならない。

- (1) 名称及び所在地
- (2) 構成員数
- (3) 活動分野及び活動内容
- (4) 活動可能地域
- (5) 登録年月日
- (6) 連絡先

3 知事は、和歌山県被災地生活支援NPOの登録状況その他必要な情報を市町村長に提供するとともに、前項第1号から第5号までの事項を公表するものとする。

(登録事項の変更等)

第5条 和歌山県被災地生活支援NPOは、前条第2項の事項に変更のあったとき、又は登録を取り消そうとするときは、和歌山県被災地生活支援NPO登録事項変更又は登録抹消届出書（別記第2号様式）を知事に提出するものとする。

(協力依頼の伝達等)

第6条 知事は、県内において震災等の大規模な災害が発生した場合に、県内の市町村長からの被災者の支援活動についての協力の依頼を受けたときは、和歌山県被災地生活支援NPOに、当該協力の依頼の内容を伝えるものとする。

(活動)

第7条 和歌山県被災地生活支援NPOは、県又は市町村を通じて、被災者への支援活動を行うものとする。

(研修会等の開催)

第8条 知事は、和歌山県被災地生活支援NPOの連携を強化するとともに、被災者への生活支援活動に関する知識の取得及び技能向上を図ることを目的に、平時から研修会等を開催するよう努めるものとする。

(活動に対する報酬等)

第9条 和歌山県被災地生活支援NPOは、その活動に対する報酬又は活動資機材の損料等を県又は市町村に対して請求することができない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は平成20年2月11日から施行する。

大規模災害時における生活衛生団体による包括支援に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）和歌山県生活衛生団体協議会（以下「乙」という。）及び公益財団法人和歌山県生活衛生営業指導センター（以下「丙」という。）の三者により、県内において大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における支援業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時においては、帰宅困難の発生や多くの県民が長期間にわたり避難生活を余儀なくされることが想定されることから、県と生活衛生業界が連携し災害支援活動を行うに当たり、必要な事項を定めることにより、帰宅困難者に対する支援及び避難所における公衆衛生の確保並びに避難生活における住民の精神的負担軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 前条に定める帰宅困難者とは、災害時に公共交通機関等が機能停止することに伴い、帰宅が困難となったものをいう。また、長期間にわたり避難生活を余儀なくされる場合とは、避難生活が概ね2週間以上を経過し、かつ、その後も引き続き避難生活が継続されると認められる場合をいう。

（業務の内容及び対応者）

第3条 業務の内容及び対応者は、別表に掲げるとおりとする。

（業務の提供を受けることができる者）

第4条 業務の提供を受けることができる者は、第2条に定める状態に該当する帰宅困難者又は避難所において生活している被災者に限るものとする。

（要請）

第5条 甲は、市町村長から依頼があり、業務の必要があると認めたときは、乙及び丙に対し支援業務提供要請書（別記様式1）により要請することとする。
2 甲からの要請を受けた際には、丙は乙と連携のもと円滑な業務が実施できるよう調整を行う。

(連絡体制)

第 6 条 業務を効率的かつ迅速に実施できるよう、丙は毎年 7 月 1 日現在の甲、乙及び丙の業務の提供に関する実施責任者の確認を行い、支援体制連絡簿を作成し各々に配布するものとする。

(業務の提供及び報告)

第 7 条 乙は、丙を経由し甲から第 5 条に定める要請があったときは、可能な限り避難所へ関係団体の組合員等を派遣するものとする。

2 乙及び丙は、業務が完了したときは、支援業務提供報告書(別記様式 2)により甲に報告するものとする。

(業務の経費)

第 8 条 乙の業務の提供に係る経費は、原則として乙が負担するものとする。

(損害発生時の対応)

第 9 条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙及び丙又はこれらの組合員等に損害を与えた場合は、乙及び丙又はこれらの組合員等に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙及び丙は、業務の実施中に、自らの責に帰すべき事由により甲、乙及び丙の組合員及び第三者に損害を与えた場合は、速やかに書面をもって甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙及び丙は、前項の賠償責任に対応するため、役務を伴う業務実施前にボランティア保険に加入するものとする。

(協議事項)

第 10 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙及び丙が協議して決定するものとする。

附 則

1 この協定の有効期間は、協定の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間が終了する日の 1 か月前までに、甲乙丙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日から 1 年間この協定は更新され、以降同様とする。

2 この協定の締結を証するため、協定書 3 通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成26年 9月 1日

甲 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 和歌山市卜半町33番地

和歌山県生活衛生団体協議会

会長 中谷進

丙 和歌山市卜半町33番地

公益財団法人和歌山県生活衛生営業指導センター

理事長 中谷進

別表（第3条関係）

	業 務 名 称	内 容 詳 細
1	（トイレの提供） 生活衛生営業施設による帰宅困難者支援業務	対象者：帰宅困難に陥った者 内 容：災害発生直後に帰宅困難者が発生した際には、生衛業者店舗のトイレを、徒歩等により帰宅している人達に対し開放する。 対応者：県内7生活衛生同業組合に加盟する事業者が運営する施設。
2	（入浴サービス） 災害時における旅館等入浴施設の提供業務	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：旅館等施設の入浴施設を無償で開放し避難所疲れの解消に向けた入浴サービスを提供する。 対応者：県旅館ホテル生活衛生同業組合に加入する事業者が運営する施設。
3	（炊き出し） 避難所における温かい食事提供業務	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：避難所に出向き、無償で温かい食事（炊き出し）等を提供する。 対応者：県飲食業生活衛生同業組合及び県食肉生活衛生同業組合に加入する組合員及びその従業員。
4	（理髪サービス） 避難所における理容サービス提供業務	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：避難所に出向き、避難生活で疲れた心をリフレッシュするため、無償で理容サービス（理容師法第1条の2に規定する業務）の提供を行う。 対応者：県理容生活衛生同業組合の組合員及びその従業員で理容師免許を有するもの。
5	（美容サービス） 避難所における美容サービス提供業務	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：避難所に出向き、避難生活で疲れた心をリフレッシュするため、無償で美容サービス（美容師法第2条に規定する業務）の提供を行う。 対応者：県美容業生活衛生同業組合の組合員及びその従業員で美容師免許を有するもの。

6	<p>(毛布類のクリーニングサービス)</p> <p>毛布類のクリーニングサービス提供業務</p>	<p>対象者：避難所において生活している被災者</p> <p>内 容：寝具等に使用している毛布類を無償でクリーニングサービスを行う。</p> <p>対応者：県クリーニング業生活衛生同業組合の組合員。</p>
7	<p>(映画上映等)</p> <p>避難所等における映画興行サービス等提供業務</p>	<p>対象者：避難所において生活している被災者及び帰宅困難者</p> <p>内 容：劇場又は避難所において、無料映画上映会を開催するとともに、帰宅困難者に対して一時避難所としてロビーを提供する。</p> <p>対応者：県興行生活衛生同業組合の組合員。</p>

様式 1 (第 5 条関係)

食 生 第 号
平成 年 月 日

和歌山県生活衛生団体協議会長

様

公益財団法人和歌山県生活衛生営業指導センター理事長

和歌山県知事

支 援 業 務 提 供 要 請 書 (第 報)

大規模災害時における生活衛生団体による包括支援に関する協定第 5 条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所属： 職氏名： 電話番号： FAX 番号： E-mail：
要 請 内 容	別表の 業務名称：
実 施 日 時	平成 年 月 日 () 時 分から 時 分まで
実 施 場 所	
備 考	(対象者の氏名、人数等を記入又は添付のこと)

様式 2 (第 7 条関係)

第 号
年 月 日

和歌山県知事 様

和歌山県生活衛生団体協議会
会 長
公益財団法人和歌山県生活衛生営業指導センター
理事長

支 援 業 務 提 供 報 告 書

協力要請のあった業務に係る実績について、大規模災害時における生活衛生
団体による包括支援に関する協定第 7 条の規定により、次のとおり報告します。

要請依頼書番号及び日時	平成 年 月 日付食生第 号(第 報)
実 施 日 時	平成 年 月 日() 時 分から 時 分まで
実 施 場 所	
業務の提供を受けた人数	
実 施 業 務 内 容	
業 務 従 事 者 名	
報 告 担 当 者	

大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と和歌山県専門士業団体連絡協議会会長笠野義二（以下「乙」という。）とは、大規模な事故又は災害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合において、住民等に対する相談業務の支援等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、和歌山県内で大規模災害等が発生した場合において、甲が乙に対して要請する相談業務の支援等に関し必要な事項を定める。

（支援要請）

第2条 甲は、大規模災害等発生時において、甲が必要と認める場合は、乙に対して、相談業務支援等要請書（別記第1号様式）により相談業務の支援を要請するものとする。

2 乙は、甲から支援要請を受けた場合は、速やかに相談業務従事者（以下「従事者」という。）を選定し、甲に対して支援要請等対応確認書（別記第2号様式）により必要な事項を報告するとともに、甲が指定する相談窓口に当該従事者を派遣するものとする。

（実施期間）

第3条 甲の支援要請に基づき、乙が従事者を派遣する期間は、甲乙協議して定めるものとする。

（従事者の業務）

第4条 相談窓口において従事者の行う相談業務は、次の各号に定めるものとする。

（1）法律相談

（2）その他乙の構成団体を取り扱う業務に関する相談

（報告）

第6条 乙は、前条に規定する業務を実施した場合は、支援相談業務報告書（別記第3号様式）により、甲の定める期限までに報告を行うものとする。

（連絡調整）

第7条 相談業務の実施に当たり、関係機関との連絡調整が必要となった場合、原則として甲がこれを行うものとする。

（経費負担）

第8条 第2条の規定に基づく従事者の派遣に要する費用は、乙の負担とする。

(損害補償)

第9条 この協定に基づく業務の実施において、乙及び乙の会員に生じた損害の補償(第三者に対する損害を含む。)は、乙の責任において行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了するまでに、甲又は乙のいずれかが相手方に対して文書による協定終了の申出を行わないときは、当該有効期間を更に1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(甲乙の連携)

第11条 この協定に関する内容に変更があった場合は、相手方に対し、速やかにその旨を報告するものとし、日常からの情報交換に努めるものとする。

(疑義等の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、この協定書を2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年3月28日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 和歌山県和歌山市九番丁1番地
和歌山県専門士業団体連絡協議会
会長 笠 野 義 二

災害発生時における法律相談業務等に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と和歌山弁護士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等を対象とした法律相談業務等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、和歌山県内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災者等に対する法律相談その他の支援活動を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（法律相談会の実施）

- 第2条 甲は、災害発生時において、必要があると判断したときは、被災者等に対する法律相談会（以下「相談会」という。）を開催する。
- 2 乙から甲に対して相談会開催の要請があり、甲がその必要性を認めたとときも、前項の例による。
- 3 前2項いずれの場合も、相談会の開催日時、場所等については、災害の規模、相談需要その他被災者等の状況を勘案し、甲乙協議の上決定する。

（相談会の場所の確保及び広報）

第3条 甲は、相談会を開催する場合、相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行う。ただし、乙は、甲の行う広報とは別に広報を行うことができる。

（従事者の派遣）

- 第4条 甲は、相談会を開催する場合、乙に対し、法律相談業務に従事する弁護士（以下「従事者」という。）の派遣を要請することができる。
- 2 乙は、前項の要請を受けた場合、速やかに従事者を選定し、相談会に派遣するものとする。

（経費負担）

第5条 甲は、乙に対し、この協定に基づく相談会開催にあたり乙の会員の活動に要する費用その他の経費は、災害発生後相当期間は支弁しないものとする。ただし、その後については、甲乙協議の上決定する。

（相談会の結果報告）

第6条 乙は、相談会における相談件数及び相談内容その他必要な事項について、書面により甲に報告するものとする。ただし、その具体的範囲は、弁護士が法令上遵守すべき守秘義務に違反しないものとする。

(災害 A D R の実施)

第 7 条 乙が、被災者を当事者とする災害に起因した民事紛争に関する裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づく民間紛争解決手続(以下「災害 A D R」という。)を行う場合において、開催場所の確保等の必要があるときは、甲に対し、協力を要請することができる。

(災害 A D R の開催場所の確保及び広報への協力)

第 8 条 甲は、前条の要請を受けた場合、災害 A D R の開催場所の確保等に協力するものとする。

2 甲は、乙が行う災害 A D R の広報(災害 A D R のポスターの掲示、リーフレット・チラシの配布等)に協力するものとする。

(市町村との連絡調整)

第 9 条 災害 A D R の開催にあたり、市町村との連絡調整が必要な場合、甲は乙に協力するものとする。

(平時における連携)

第 1 0 条 甲及び乙は、本協定が想定する事態に備えるため、平時から相互に連携強化に努めるものとする。

(有効期間)

第 1 1 条 本協定の有効期間は、協定締結日から 1 年とする。ただし、期間満了の 1 か月前までに、甲又は乙から相手方に対して文書による申出がない限り、さらに 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議解決)

第 1 2 条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 2 6 日

甲 和歌山県和歌山市小松原通一丁目 1 番地
和歌山県知事 仁坂 吉伸

乙 和歌山県和歌山市四番丁 5 番地
和歌山弁護士会
会長 山下 俊治

和歌山県災害対策本部緊急防災要員任命要領

1 趣旨

この要領は、和歌山県災害対策本部規則（昭和38年和歌山県規則第15号）第11条第1項の規定により置かれる緊急防災要員の任命及び緊急防災要員が従事する業務について必要な事項を定めるものとする。

2 緊急防災要員の任命

(1) 基本的な考え方

緊急防災要員は、大震災等の突然の災害の発生時において本部（本庁）の初動体制確立及び初動・応急対応のため、支部の初動体制の確立のために置く要員であり、これに必要な職員の数、当該職員が県庁又は振興局に到達するのに要する時間等を総合的に判断して知事が任命するものとする。

(2) 緊急防災要員に任命する職員の範囲

県庁又は振興局からおおむね2キロメートルの距離の範囲内の地域に居住する職員とする。

ただし、人員が足りない場合は、職員数を確保するため、県庁又は振興局からできるだけ近い地域に居住する職員とする。

(3) 緊急防災要員に任命する職員の数

本部（本庁）におおむね100人、各支部にそれぞれ30人を基準として各支部の業務の実状に応じた人数の緊急防災要員が確保されるよう職員を任命するものとする。

3 緊急防災要員が従事する業務

(1) 緊急の登庁

緊急防災要員は、県内で震度6弱以上の地震が発生した場合及び県内に津波警報（大津波）が発表された場合には、直ちにあらかじめ指定された本部（本庁）又は支部に参集しなければならない。

(2) 職務

本部（本庁）の緊急防災要員は、本部長の命を受け、災害応急対策等に関し緊急を要する業務を処理し、本部（本庁）の初動体制確立及び初動・応急対応の業務に従事する。

支部の緊急防災要員は、支部長の命を受け、災害応急対策等に関し緊急を要する業務を処理し、当該支部の初動体制確立の業務に従事する。

(3) 本来の災害対策本部の所属への復帰

災害対策本部の本部長は、災害応急対応が実施できたと認めた場合には、緊急防災要員に対し緊急防災要員としての業務への従事を免じ、当該職員の本来の災害対策本部の所属への復帰を命じるものとする。

災害対策本部の支部長は、緊急防災要員以外の職員の参集により当該支部において必要とされる災害応急対策等の実施ができる体制が整ったと認めた場合には、緊急防災要員に対し緊急防災要員としての業務への従事を免じ、当該職員の本来の災害対策本部の所属への復帰を命じるものとする。

(4) 通常の訓練及び研修

緊急防災要員は、大震災等の突然の災害の発生時における対応に関し万全を期するため、知事が指定する訓練及び研修に参加しなければならない。

4 緊急防災要員の転居の届け

緊急防災要員である職員が所属する課等の長は、転居等により2(2)に定める距離の範囲内の地域に当該緊急防災要員である職員が居住しなくなったときは、速やかに災害対策課長に通知するものとする。

5 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、危機管理監が定める。

附 則

この要領は、平成9年1月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年6月15日から施行し、改正後の和歌山県災害対策本部緊急防災要員任命要領の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

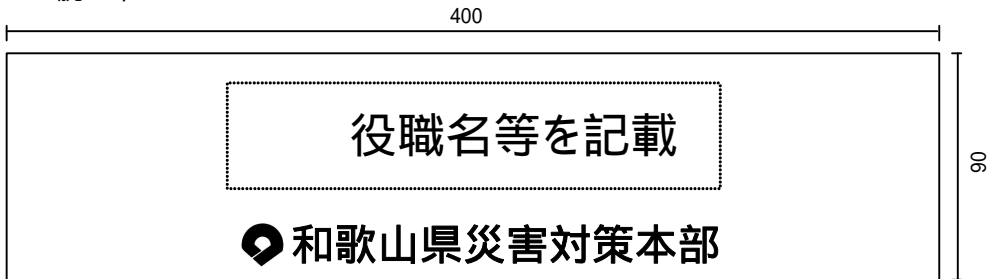
附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

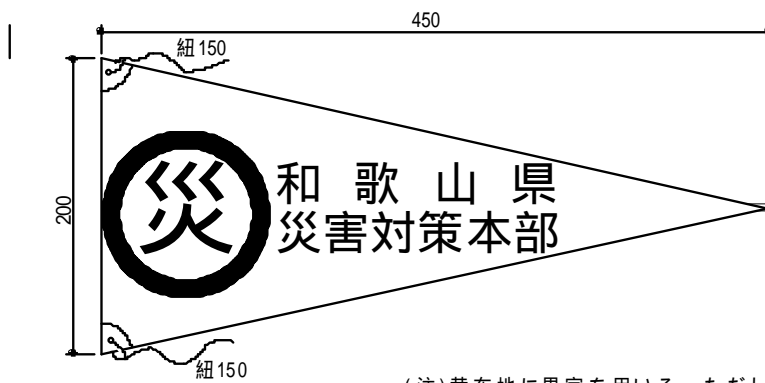
この要領は、平成30年4月1日から施行する。

a 腕章



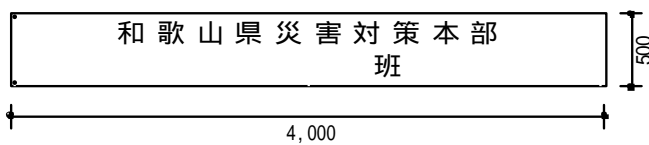
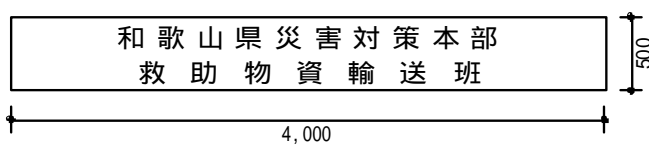
- (注) 1. 品質はビニール製
2. 白地に字は黒とする。

b 標旗



(注) 黄布地に黒字を用いる。ただし災は赤字とする。

c 横幕



(注) 白布地に黒字を用いる

和歌山県広域防災拠点要員任命要領

1 趣旨

この要領は、和歌山県災害対策本部規則（昭和38年和歌山県規則第15号）第12条第1項の規定により置かれる広域防災拠点要員の任命について必要な事項を定めるものとする。

2 広域防災拠点要員の任命

(1) 広域防災拠点要員に任命する職員の数

各広域防災拠点に、広域防災拠点の統括者1人のほか、防災担当3人、医療担当2人（南紀白浜空港は3人）及び物資担当10人を1班とする3班が編制できるように職員を任命するものとする。ただし、1班あたりの要員の数は広域防災拠点の状況及び広域防災拠点要員として任命された職員数に応じて増減できるものとする。

(2) 広域防災拠点要員に任命する職員の範囲

広域防災拠点からおおむね2キロメートルの距離の範囲内に居住する職員とする。ただし、人員が足りない場合は前号の職員数を確保するため、広域防災拠点からできるだけ近い地域に居住する職員とする。

(3) 広域防災拠点要員の任命の免除

前号に該当する職員のうち、危機管理監が広域防災拠点要員の任命を免除することが適当と認める場合は、任命しないものとする。

3 広域防災拠点要員の転居の届け

広域防災拠点要員である職員が所属する課等の長は、転居等により2(2)に定める距離の範囲内の地域に当該広域防災拠点要員である職員が居住しなくなったときは、速やかに総合防災課長に通知するものとする。

4 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、危機管理監が定める。

附 則

この要領は、平成23年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

動員計画

35-00-00 災害応急対策又は災害復旧に必要な技術・知識又は経験を有する県の技術職員数
(災害対策基本法第33条の規定に基づく派遣職員に関する資料)

県人事課

平成31年4月1日現在

区 分		A	B	計
建設機械操作職		0	0	0
作業船操作職		0	0	0
作業船機関職		0	0	0
医 学 職	医 師	16	24	40
	歯 科 医 師	1	0	1
	獣 医 師	54	18	72
	薬 剤 師	23	22	45
	X 線 技 師	3	7	10
	看 護 師	44	81	125
	保 健 師	43	25	68
	助 産 師	1	0	1
	准 看 護 師	0	2	2
	衛生検査技師等	7	5	12
	小 計	192	184	376
建 築 職		44	25	69
土 木 職	一 般 土 木	298	94	392
	農 業 土 木	94	21	115
	林 業 土 木	140	30	170
	小 計	532	145	677
そ の 他 必 要 な 職 種	電気技師	31	10	41
	化学技師	25	17	42
	機械技師	11	3	14
	無線技師	2	0	2
	栄養士	5	8	13
	小 計	74	38	112
合 計		842	392	1,234

注) : Aは、職務を独立して遂行する能力を有する者(係長相当職以上)
Bは、補助的業務に従事する者でA以外の者

第4号様式(その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	年	月	日	時	分	
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

被害状況報告

概況	月	日現在
中間	月	日現在
確定	月	日

災害の種別	
発生年月日	
発生場所	

区分		被害		区分		被害		区分		被害		対応措置等				
人 的 被 害 者 住 家 害 り 災 者 非 住 家	死者	1	人	文 教 施 設	全壊	30	箇所	農 林 水 産 業 施 設 土 木 施 設 其 他 公 共 施 設	農地	62	千円	県の防災体制	発令	解除		
	行方不明	2	人		半壊	31	箇所		農業施設	63	千円		警戒体制	1号		
	重傷	3	人		その他	32	箇所		林業用施設	64	千円			配備体制	2号	
	軽傷	4	人	(計)	33	箇所	共同利用施設(農林)		65	千円	共同利用施設(水産)		1号			
	全壊	5	棟	農 林 水 産 業 施 設 土 木 施 設 其 他 公 共 施 設	流失埋没	34	ha		共同利用施設(水産)	66		千円	県の水防体制	2号		
		6	世帯		冠水	35	ha		(計)	67	千円	発令		解除		
	半壊	7	人		流失、埋没	36	ha		道路	68	千円		水防配備態勢	1号		
		8	棟		冠水	37	ha		橋りょう	69	千円	2号				
		9	世帯		畦畔	38	箇所		河川	70	千円	3号				
	一部破損	10	人		農 林 水 産 業 施 設 土 木 施 設 其 他 公 共 施 設	一般休地	39		箇所	海岸	71	千円	県災害対策本部	設置		
		11	棟			農業用施設	40	箇所	港湾	72	千円	解散				
		12	世帯			林業用施設	41	箇所	砂防	73	千円		災害設置対策市町村本部災害救助法避難命令	計	団体	
	床上浸水	13	人			共同利用施設(農林)	42	箇所	漁港	74	千円					
		14	棟			共同利用施設(水産)	43	箇所	(計)	75	千円					
	床下浸水	15	世帯	道路		44	箇所	病院	76	千円	公共施設被害市町村数	農産被害				86
		16	人	橋りょう		45	箇所	水道	77	千円			林産被害	87	千円	
	世帯	17	棟	農 林 水 産 業 施 設 土 木 施 設 其 他 公 共 施 設		河川	46	箇所	清掃施設	78	千円	一般				89
		人員	18			世帯	海岸	47	箇所	公営企業	80		千円	市町村	82	
			19			人	港湾	48	箇所			公社				81
	全壊	20	世帯		砂防	49	箇所	市町村	82	千円	小計	84	千円			
		21	人		漁港	50	箇所	(計)	83	千円				公共施設被害市町村数	85	千円
	半壊	22	棟		農 林 水 産 業 施 設 土 木 施 設 其 他 公 共 施 設	病院	51	箇所	農産被害	86	千円	林産被害	87			
		23	棟			水道	52	箇所						畜産被害	88	千円
	全壊	24	棟			清掃施設	53	箇所	商工関係	54	箇所	商工被害	90	千円		
		25	棟			がけくずれ	55	箇所	交通	56	箇所				その他	91
	半壊	(計)	26			棟	農 林 水 産 業 施 設 土 木 施 設 其 他 公 共 施 設	鉄道不通	56	箇所	船舶被害	57	箇所	回線軒数		
				27				棟	通信被害	58	箇所	停電被害	59		箇所	ガス被害
	全壊	(計)	28	棟		農 林 水 産 業 施 設 土 木 施 設 其 他 公 共 施 設		通信被害	58	箇所	その他	60	千円	被害総額	92	
								29	棟	文教施設	61	千円				

報告者	課 庁 内 電 話
-----	-----------

1. 被害状況報告書の記入要領等

- (1) 上欄の月日、現在、災害の種類、発生日、発生場所について記入し、災害の種類については「2の(2)ア a 発生原因」を参照し記入する。
- (2) 報告書区分番号 1~92 の各欄記入については、「別表 被害状況認定及び報告書記入の基準」による。
(注) 報告書区分番号 80 公営企業とは病院を除く公営企業をいう。
- (3) 総合防災課へ提出する被害報告は、「別表 被害状況認定及び報告書記入の基準」により記入した附表 1~附表 10 を提出する。
- (4) 附表 1~8、附表 10 の記入については、各市町村毎に、小計、県計欄をも記入すること。土木施設関係については、附表 5 の 1 市町村分、附表 5 の 2 県分を記入し、被害状況報告に合計を記入する。
- (5) 附表 9 については報告書の区分 79~81 に対する附表であること。
- (6) 附表に記入したものについて明細表 1~7 に該当するものについては、それぞれ明細表を添付し提出すること。
- (7) 確定報告にあつては、本庁主務課で関係各省庁へ報告した文書の写を添付するとともに数値が合致していること。

2. 被害状況報告及び附表記入概況表

	福祉保健	総務	教育	農林水産	商工観光労働	県土整備	環境生活	企画	危機管理
報告書 区分欄 の番号	1-21	22-26	30-33	34-43	54	44-50	52,53	56	57-60
	27-29	30-33	61	62-66	80	55	77,78	81	
	51	59		81	90	68-74			
	76			86-89		81			
付表	1.6	2.9	2	3.4.5.9	3.4	5.7.9	6	7.9	

57、船舶被害については水産振興課、海上保安庁、58、通信被害についてはNTT、59、停電被害については関西電力送配電、60、ガス被害については大阪ガス、新宮ガスからのものを取りまとめる。観光関係については 90 に記入する。担当部局としては商工観光労働部とする。

上記の区分によるほか各市町村の公共施設(報告書区分欄番号 82)で各部局関係各課の指導に属するものについては、それぞれの関係各課でまとめるものとする。

交教施設、農林水産業施設、土木施設以外の公共施設調査
(ただし病院、水道施設、清掃施設は除く)

区 分		調 査 担 当 者
県 公 社	一 般	管財課
	農 林 水 産 部	農林水産総務課
	県 土 整 備 部	県土整備総務課

	企 画 部	企画総務課
市 町 村 分		各部関係各課

(注)

文 教 施 設 公立文教施設災害復旧費国庫負担法の対象となるもの

農林水産業施設 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の対象となるもの

土 木 施 設 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象となるもの

	人の被害者				住家の被害														り災者		非住家の被害		救助法適用状況		
	死	行方不明	負傷	軽傷	(計)	全壊		半壊		一部壊		破損		床上浸水		床下浸水		世帯	人	全壊	半壊				
						棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人					棟		世帯	人
和歌山市					0																				
海南市					0																				
紀美野町					0																				
(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
紀の川市					0																				
岩出市					0																				
(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
橋本市					0																				
伊かつらぎ町					0																				
九度山町					0																				
高野町					0																				
(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
有田市					0																				
有湯浅町					0																				
広川町					0																				
有田川町					0																				
(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
御坊市					0																				
美浜町					0																				
日高町					0																				
由良町					0																				
日高川町					0																				
高みなべ町					0																				
印南町					0																				
(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
田辺市					0																				
西白浜町					0																				
牟上富田町					0																				
豊すさみ町					0																				
(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
新宮市					0																				
那智勝浦町					0																				
東太地町					0																				
牟古座川町					0																				
豊北山村					0																				
串本町					0																				
(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
県計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
区分番号	1	2	3	4		5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	27	28	

	高 校				中 学 校				小 学 校				盲学校、ろう学校、 看護学校、幼稚園				計								
	箇 所			被 害 額 千円	箇 所			被 害 額 千円	箇 所			被 害 額 千円	箇 所			被 害 額 千円	箇 所			被 害 額 千円					
	全 壊	半 壊	そ の 他 (計)		全 壊	半 壊	そ の 他 (計)		全 壊	半 壊	そ の 他 (計)		全 壊	半 壊	そ の 他 (計)		全 壊	半 壊	そ の 他 (計)		全 壊	半 壊	そ の 他 (計)		
和歌山市																									
海草	海南市																								
	紀美野町																								
	(計)																								
那賀	紀の川市																								
	岩出市																								
	(計)																								
伊都	橘本市																								
	かつらぎ町																								
	九度山町																								
	高野町																								
	(計)																								
有田	有田市																								
	湯浅町																								
	広川町																								
	有田川町																								
	(計)																								
日高	御坊市																								
	美浜町																								
	日高町																								
	由良町																								
	日高川町																								
	みなべ町																								
	印南町																								
(計)																									
西牟婁	田辺市																								
	白浜町																								
	上富田町																								
	すさみ町																								
(計)																									
東牟婁	新宮市																								
	那智勝浦町																								
	太地町																								
	古座川町																								
	北山村																								
	串本町																								
(計)																									
県計																									

区分番号 30 31 32 33 61
 私立についてはこの表に準じて記入するものとし、その際区分番号は除くものとする。 単位：被害額 = 千円

	農 地																農業用施設	林業用施設	一般林地	共同利用施設(農林)		共同利用施設(水産)		計	
	田				畑				畦畔		箇所	被害額(千円)	箇所	被害額(千円)	箇所	被害額(千円)				箇所	被害額(千円)	箇所	被害額(千円)		
	流失	埋没	冠水	被害額(千円)	流失	埋没	冠水	被害額(千円)	箇所	被害額(千円)															
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	箇所	被害額(千円)															
和歌山市																				0	0				
海南市																				0	0				
																				0	0				
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
紀美野町																				0	0				
																				0	0				
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
紀の川市																				0	0				
																				0	0				
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
岩出市																				0	0				
																				0	0				
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
橋本市																				0	0				
																				0	0				
																				0	0				
																				0	0				
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
伊都郡																				0	0				
																				0	0				
																				0	0				
																				0	0				
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
有田市																				0	0				
																				0	0				
																				0	0				
																				0	0				
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
御坊市																				0	0				
																				0	0				
																				0	0				
																				0	0				
																				0	0				
																				0	0				
																				0	0				
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
田辺市																				0	0				
																				0	0				
																				0	0				
																				0	0				
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
新宮市																				0	0				
																				0	0				
																				0	0				
																				0	0				
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
県計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
区分番号	34	62	35	36	62	37	38		40	63	41	64	39	64	42	65	43	66		67					

	農産被害		林産被害		畜産被害	
	農産物	施設	林産物	施設	畜産物	施設
	被害額(千円)	被害額(千円)	被害額(千円)	被害額(千円)	被害額(千円)	被害額(千円)
和歌山市						
海南市						
紀美野町						
	(計)					
紀の川市						
岩出市						
	(計)					
橋本市						
かつらぎ町						
九度山町						
高野町						
	(計)					
有田市						
湯浅町						
広川町						
有田川町						
	(計)					
御坊市						
美浜町						
日高町						
由良町						
日高川町						
みなべ町						
印南町						
	(計)					
田辺市						
白浜町						
上富田町						
すさみ町						
	(計)					
新宮市						
那智勝浦町						
太地町						
古座川町						
北山村						
串本町						
	(計)					
県計						
区分番号	86		87		88	

	水産被害		商工被害	その他	計
	水産物	施設			
	被害額(千円)	被害額(千円)			
和歌山市					
海南市					
	(計)				
紀美野町					
	(計)				
紀の川市					
	(計)				
岩出市					
	(計)				
橋本市					
	(計)				
かつらぎ町					
	(計)				
九度山町					
	(計)				
高野町					
	(計)				
有田市					
	(計)				
湯浅町					
	(計)				
御坊市					
	(計)				
美浜町					
	(計)				
日高町					
	(計)				
由良町					
	(計)				
日高川町					
	(計)				
みなべ町					
	(計)				
印南町					
	(計)				
田辺市					
	(計)				
白浜町					
	(計)				
上富田町					
	(計)				
すさみ町					
	(計)				
新宮市					
	(計)				
那智勝浦町					
	(計)				
太地町					
	(計)				
古座川町					
	(計)				
北山村					
	(計)				
串本町					
	(計)				
県計					
区分番号	89		90	91	

	道路		橋りょう		河川		海岸		港湾		砂防		漁港		計	
	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)
和歌山市															0	0
海南市															0	0
															0	0
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紀の川市															0	0
															0	0
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊都郡	橋本市														0	0
	かつらぎ町														0	0
	九度山町														0	0
	高野町														0	0
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有田郡	有田市														0	0
	湯浅町														0	0
	広川町														0	0
	有田川町														0	0
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日高郡	御坊市														0	0
	美浜町														0	0
	日高町														0	0
	由良町														0	0
	日高川町														0	0
	みなべ町														0	0
	印南町														0	0
(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
西牟婁郡	田辺市														0	0
	白浜町														0	0
	上富田町														0	0
	すさみ町														0	0
	(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東牟婁郡	新宮市														0	0
	那智勝浦町														0	0
	太地町														0	0
	古座川町														0	0
	北山村														0	0
	串本町														0	0
(計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
県計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区分番号	44	68	45	69	46	70	47	71	48	72	49	73	50	74		75

	道路		橋りょう		河川		海岸		港湾		砂防		漁港		計		がけ くずれ (箇所)
	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	
海振建設局 草興部															0	0	
那振建設局 賀興部															0	0	
伊振建設局 都興部															0	0	
有振建設局 田興部															0	0	
日振建設局 高興部															0	0	
西振建設局 牟婁興部															0	0	
東振建設局 牟婁興部 串本建設部															0	0	
東振建設局 牟婁興部 新宮部															0	0	
和歌山 下津湾 事務所															0	0	
県計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区分番号	44	68	45	69	46	70	47	71	48	72	49	73	50	74		75	55